

資 料

ルクセンブルク会社法

早稲田大学フランス商法研究会

大野實雄	金澤 理	中村眞澄	福井 守
奥島孝康	井上治行	荒木正孝	白石裕子

は し が き

早稲田大学フランス商法研究会は、早稲田大学の昭和50～51年度指定課題研究として採択された研究課題である“ベネルックス3ヵ国会社法を中心とするEC諸国の会社法の比較法的研究”の成果として、昭和51年10月に“ベルギー商法典第9章会社”（第1条から第219条までの全文）の邦訳を「比較法学」第11巻第2号において発表し、これに次いで、同年10月18日から、ルクセンブルク会社法（Loi du 10 août 1915 concernant les sociétés commerciales, Loi du 23 novembre 1972 による改正までを含む）の研究に着手した。毎週月曜日の午後を定例研究日として、逐条研究を始め、1条～13条を大野、14条～49条を中村、50条～71条を金沢、72条～101条を井上、102条～140条を白石、141条～173条を福井、174条～202条を荒木の順に、それぞれ分担して報告し、それを全員で検討して、原文に忠実で、しかも、日本文としてわかり易くすることにつとめた。定例であったけれども、やむを得ない研究事情のために、昨年の12月上旬から本年の3月下旬まで、本研究を中断したため、全文202ヵ条の研究と邦訳を終了したのは本年5月16日の第12回定例研究日であった。

思っていたよりも早く仕事が終了したのは、ルクセンブルクの会社法が、ベルギーの会社法にきわめて類似しているからであるが、それだけに、両法間の相違点には深い関心をもたれて、比較研究の効用を知ることができたのはうれしい収穫であった。研究の過程で疑問が生じたとき、参考文献が乏しいために苦勞して訳出した箇所もあるので、今後も十分注意して、誤りがあったら改めてゆきたい。

オランダの会社法については、目下、資料収集中のため、機をみて、研究にとりかかりたいと思っている。

ベルギー会社法に次いで、今回も「比較法学」が発表の場を提供されたことに対して、心から感謝する。

昭和52年10月

大 野 實 雄

一
八
二

ルクセンブルク会社法 目次

- 第1節 総則
- 第2節 合名会社
- 第3節 合資会社
- 第4節 株式会社
 - 第1款 株式会社の性質および名称
 - 第2款 株式会社の設立
 - 第3款 株式およびその移転
 - 第4款 株式会社の管理および監督
 - 第5款 株主総会
 - 第6款 財産目録および貸借対照表
 - 第7款 会社文書に表示すべき記載事項
 - 第8款 社債の発行
 - 第9款 株式会社の存続期間および解散
- 第5節 株式合資会社
- 第6節 協同会社
 - 第1款 協同会社の性質および設立
 - 第2款 社員および会社資金の変更
 - 第3款 第三者の利益の保護
- 第7節 当座組合および匿名組合
- 第8節 会社の清算
- 第9節 訴権および時効
- 第10節 外国で設立された会社
- 第11節 罰則
 - 追加規定
- 第12節 有限会社

ルクセンブルク会社法

第1節 総 則

第1条〔定義、適用法規〕

- ① 商行為を目的とする会社は、これを商事会社とする。
- ② 商事会社は、社員の合意にもとづく定め、商事に関する法令、商慣習および民法の規定にしたがうべきものとする。
- ③ 本法の商事会社は、固有の商事会社および商事組合とする。

第2条〔商事会社の種類・性格〕

(1933年9月18日の法律により改正)

- ① 固有の商事会社は、つぎの6種とする。

合名会社

合資会社

株式会社

株式合資会社

有限会社

協同会社

- ② 固有の商事会社は、すべて、その社員の人格とは別個の法人格を有するものとする。

- ③ 固有の商事会社のいずれかに社員として参加すること自体は商行為に該当しない。

④ 妻が固有の商事会社または当初からの業務内容を維持している民事会社に社員として参加することを夫が許可した場合には、妻が社員たる資格において行なうすべての管理行為をも当然許可したものとみなす。

⑤ 商事組合とは、商事当座組合および商事匿名組合をいう。

⑥ 商事組合には、社員の人格とは別個の法人格を認めない。

第3条〔民事会社、その組織変更〕

（1933年9月18日の法律により改正）

① 民事目的の会社であって、本条により変更された規定を除き、民法典第1832条以下の規定の適用をうける会社もまた社員の人格とは別個の法人格を有し、会社が発信もしくは受信する書面は、会社名をもってすれば有効とする。

② 本法第181条第3項ないし第6項の規定は、民事会社にこれを適用する。

③ 民事目的の会社は、前条に列挙されている6種の会社のうちのいずれの形態においても、これを設立することができる。ただし、その場合には、会社は商事会社となり、その行為は商行為となり、ともに商事会社に関する法令および商慣習にしたがう。

④ 民事会社は、その設立の時期いかんを問わず、設立契約をもって禁じられていないかぎり、組織変更のために特に招集された総会の決議により、商事形態の会社に組織を変更することができる。この総会は、会社の定款を作成しなければならない。総会の決議は、持分の5分の3以上にあたる持分権者の同意があるときにかぎり有効とする。

⑤ 第2条に列挙されている6種の会社は、その目的とする当初からの業務内容および設立時期のいかんを問わず、設立契約をもって禁じられていないかぎり、同条所定の他の5種の会社のいずれかに組織

を変更することができる。

⑥ 第4項および第5項の場合、組織変更は新たな法人格を発生せしめず、また会社契約の基本の変更もしくは存続期間の延長をとものうものでないかぎり、新たな出資税を課せられることもない。

⑦ 組織変更は第三者の権利に影響をおよぼさない。

第4条〔設立証書の作成〕

(1972年11月23日の法律により改正)

① 合名会社、合資会社、協同会社および民事会社を設立する場合には、特別の公正証書または私署証書を作成しなければならない。これに反するときは設立を無効とする。私署証書による場合は、民法典第1325条にしたがわなければならない。民事会社および協同会社については、原本2通の私署証書の作成をもって足りる。

② 株式会社、株式合資会社および有限会社を設立する場合は、特別の公正証書を作成しなければならない。これに反するときは、設立を無効とする。

第5条〔合名会社および合資会社の設立証書の公示〕

合名会社および合資会社の設立証書は、抄本により、会社の費用をもって、これを公示しなければならない。

第6条〔設立証書の抄本の記載事項〕

抄本には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。これに反するときは、第10条に定める刑に処する。

連帯責任を負う社員の正確な表示

会社の商号、目的および本店所在地、業務執行者の表示およびその権限の内容ならびに範囲

会社資本の総額および出資の目的、価額、その履行部分ならびに
出資者の資格、出資の目的、価額ならびに履行部分の表示
有限責任社員の表示および各有限責任社員の出資義務の範囲
会社の存続期間の始期および終期

第7条〔抄本の署名者〕

設立証書の抄本には、つぎの者が署名しなければならない。公正証書については、原本を保管する公証人、私署証書については、連帯責任を負う社員の全員。

第8条〔株式会社等の設立証書の公示〕

（1972年11月23日の法律により改正）

① 株式会社、株式合資会社、有限会社、協同会社および民事会社の設立証書は、その全文を公示しなければならない。設立証書に添付される公正証書または私署証書による委任状は、官報に公示することを要しない。

② 前項の規定にかかわらず、有限会社制度を設けて商事会社および民事会社の法制および税制に若干の変更をもたらすことを目的とする1933年9月18日の法律第3条に定める同族会社とみなされる民事会社の設立証書の公示については、業務執行者の署名、業務執行者が欠けている場合は、社員全員の署名がある抄本で、つぎに掲げる事項の記載あるものをもって行なうことができる。抄本にこの記載をしないときは、第10条に定める刑に処する。

社員の正確な表示

商号、目的および本店所在地

業務執行者の氏名およびその権限の内容と範囲

各社員の出資の目的、価額、現物出資については明確な評価額、

会社の存続期間の始期および終期

第9条〔設立証書等の提出、その公示、閲覧等〕

(1972年11月23日の法律により改正)

§1

① 法律が公示を命じている設立証書またはその抄本は、設立証書が確定した時から1ヵ月以内に、担当官に提出しなければならない。提出者には受領書を交付しなければならない。提出された書類は各会社ごとに作成される記録に編綴しなければならない。

② 株式会社、株式合資会社、協同会社、有限会社および民事会社の設立証書に添付される公正証書または私署証書による委任状は、その関連する証書の提出と同時に、その原本または謄本を提出しなければならない。

§2

① 何人も特定の会社に関する提出書類を無料で閲覧し、かつ、手数料のみを支払ってその全文または一部の写しを、直接または郵便により、交付することを請求することができる。

② 前項の写しには、請求者が不要である旨を申出でないかぎり、原本と相違ない旨の認証文を付記しなければならない。

§3

① 公示は、官報の会社・商事組合特集版においてこれを行なう。公示された設立証書は、控訴院および地方裁判所の書記局に送付する。何人も無料でこれを閲覧することができる。書記局に送付された設立証書は特設の帳簿にこれを編綴しなければならない。

② 公示は、設立証書等の提出後1ヵ月以内にこれを行なわなければならない。

③ 設立証書またはその抄本を受理する担当官、提出および官報に

おける公示の方式ならびに要件、これに関する費用ならびに §2 に定める手数料については、大公国令をもってこれを定める。

§4

① 設立証書またはその抄本に記載された事項は、これを官報の会社・商事組合特集版に公示した日から、これをもって第三者に対抗することができる。ただし、第三者が公示前にこれを知っていたことを会社が証明したときは、このかぎりではない。第三者は、公示前の設立証書またはその抄本の記載事項を援用することができる。

② 公示の日から15日以内に行なわれた行為については、公示の事実を知ることが不可能であったことを証明した第三者に対しては、設立証書またはその抄本の記載をもって対抗することができない。

③ 担当官に提出された原文と官報の会社・商事組合特集版に公示された原文とが一致しない場合には、公示された原文をもって第三者に対抗することはできない。第三者は公示された原文を援用することができる。ただし、担当官に提出された原文を第三者が知っていたことを会社が証明したときは、このかぎりではない。

第10条〔提出期間経過後に設立証書を受理した場合の処置〕

(1972年11月23日の法律により改正)

① 前条所定の期間内に設立証書またはその抄本が提出されなかった場合には、期間経過後これを受理した担当官は、これらの書類を遅れて登記に付すことができる。受理した担当官は、会社資本の1000分の1に相当する額で1,000フラン以上10,000フラン以下の範囲内の罰金を徴収する。

② 罰金は、公署証書の場合は、公証人も連帯して、私署証書の場合は、連帯責任を負う社員、これを欠くときは発起人である社員が法律上提出の義務あるすべての者と連帯して、これを納付しなければな

らない。

③ 前数ヵ条にしたがい設立証書を官報の会社・商事組合特集版に
公示していない会社が提起した訴は、これを受理することができない。

第11条〔総会の決議にもとづく設立証書の変更手続〕

(1972年11月23日の法律により改正)

総会の決議にもとづく定款の変更は、設立証書の作成方式にしたが
ってこれを行わなければならない。これに反する変更は無効とする。

第11条の2〔提出・公示を必要とする書面と第三者対抗力〕

(1972年11月23日の法律により改正)

§1

前数ヵ条にしたがい、つぎに掲げる書類を提出し、かつ、その公示
手続をとらなければならない。

1° 法律により官報の会社・商事組合特集版において公示すること
を要する書類。ただし提出を義務づけられない招集通知はこれを
除く。

2° 設立証書および定款に定めた規定の変更で、法律がその提出お
よび公示を定めた事項に関する書類

3° つぎに掲げる者の選任および終任に関する書類の抄本

- a) 株式会社、株式合資会社、有限会社および民事会社の取締役、
業務執行者および監査役
- b) 株式会社における取締役の日常業務の代行者
- c) 法人格を有する会社の清算人

4° 清算の方法を定めた書面の抄本、ならびに、法律または定款に
より清算人の権限がとくに明確に定められている場合を除き、清
算人の権限を定めた書面の抄本

5° 会社の解散，設立無効，定款変更の無効を宣告する判決が確定したとき，または，その旨の仮処分命令がなされた場合には，その判決または命令の抄本

この抄本には，つぎの事項を記載しなければならない。

- a) 会社の商号および本店所在地
- b) 裁判がなされた年月日および裁判所名
- c) 清算人があるときは，その氏名

§2

① つぎの場合には，会社の権限ある機関の署名のある申告書を提出しなければならない。

- 1° 存続期間の満了その他の事由により会社が解散したとき
- 2° 本条 §1 第3号に掲げる者が死亡したとき
- 3° 有限会社および民事会社において，社員に変更があったとき

② 前項の申告書は，前数ヵ条にしたがい，これを提出し，かつ，公示しなければならない。

§3

① 株式会社，株式合資会社または有限会社の定款を変更したときは，新定款の全文を，前数ヵ条の規定にしたがって提出しなければならない。

② 前数ヵ条にしたがって公示される官報の会社・商事組合特集版には，§3によって提出することを定められた書面の題名と変更の年月日とを記載しなければならない。

§4

§1ないし§3により公示すべきものと定められた書面および記載事項は，第9条 §4に定める条件にしたがい，これを第三者に対抗することができる。

第12条〔業務執行および会社代表〕

(1972年11月23日の法律により改正)

① 会社の業務執行および代表は、業務執行者または取締役がこれを行なう。業務執行者または取締役の権限は、本法、設立証書およびその実施のために設立後作成される証書によってこれを定めなければならない。

② 機関たる資格において、会社に責任を生ぜしめる権限を有する者に関する公示手続が履行されたときは、その選任が適法でなかったとしても、これをもって第三者に対抗することができない。ただし、会社が第三者の悪意を証明した場合はこのかぎりではない。

第12条の2〔設立中の会社の名による債務〕

(1972年11月23日の法律により改正)

① 会社が法人格を取得する前に、設立中の会社の名において債務を負担した者は、請合いまたは事務管理その他名目のいかんを問わず、反対の特約がないかぎり、会社設立後2ヵ月以内に会社が債務を引受けず、または、債務が生じたときから2年以内に会社が設立されなかったときは、個人としてかつ連帯して責任を負うものとする。

② 会社が債務を引受けたときは、当初から会社が契約したものとみなす。

第12条の3〔株式会社等の設立無効〕

(1972年11月23日の法律により改正)

① 株式会社、株式合資会社および有限会社の設立の無効は、つぎの場合にかぎり、これを宣告することができる。

1° 設立証書が公正証書によって作成されていないとき

2° 設立証書に会社の名称、目的、出資もしくは引受済資本の額の

記載がないとき

3° 会社の目的が不法であるとき、または、公の秩序に反するとき

4° 適格性を有する発起人が2人未満であるとき

② 損益分担を定める設立証書の条項が民法典第1855条に反する場合は、この条項は記載がないものとみなす。ただし、これによって損害をうけた者はその賠償を請求することができる。強行法規または公序良俗に反する条項についても同様とする。

第12条の4〔設立無効の判決とその対世的効力〕

(1972年11月23日の法律により改正)

§1

① 法人格を有する会社の設立無効は判決によって宣告されなければならない。

② 設立の無効は、これを宣告する判決のときからその効力を生ずる。

③ 前項の規定にかかわらず、第三者に対しては、第11条の2 §1 第5号に定める判決公示のときから、かつ、第9条に定める条件にしたがい、設立無効を対抗することができる。

§2

会社または社員は、法人格を有する会社が、第4条または第12条の3 第1項第1号もしくは第2号にもとづく形式上の瑕疵あることにより無効であることを、第三者に対しては、抗弁によっても、主張することができない。ただし、§1にもとづき公示された判決によって無効が確認されている場合は、このかぎりではない。

§3

§1および§2は、第11条の2により会社の総会決議による定款の変更の無効に、これを適用する。

第12条の5〔設立無効の場合の清算〕

(1972年11月23日の法律により改正)

① 第12条の4にしたがい判決によって設立無効が宣告されたときは、解散の場合に準じて、清算を行なわなければならない。

② 設立の無効は、会社が負担し、または、会社に対して負担した債務の効力を妨げず、かつ、清算状態にもとづく効果に影響を及ぼさない。

③ 裁判所は、清算の方法を定め、清算人を選任することができる。

第12条の6〔設立無効判決等に対する第三者の不服の訴〕

(1972年11月23日の法律により改正)

法人格を有する会社の設立無効もしくは総会決議にもとづく定款の変更の無効を宣告する判決に対する第三者の不服の訴は、第11条の2 §1第5号にしたがってなされた判決公示のときから6ヵ月を経過したときは、これを受理することができない。

第13条〔固有の商事会社に関する手続規定の適用除外〕

① 商事当座組合および商事匿名組合に対しては、固有の商事会社について定められた手続規定は、これを適用しない。

② 前項の組合は、商事に関して認められる証明方法によって、これを確認することができる。

第2節 合名会社

第14条〔合名会社の定義〕

合名会社とは、人的会社の商号のもとに存在し、すべての社員が会社の債務につき無限かつ連帯の責任を負う会社をいう。

第15条〔合名会社の商号〕

合名会社は、社員の氏名のみをもってその商号とすることができる。

第3節 合資会社

第16条〔合資会社の定義〕

合資会社とは、会社の債務につき無限かつ連帯の責任を負う1人または数人の無限責任社員と出資額を限度として会社の債務および損失を負担する1人または数人の有限責任社員との契約によって構成される会社をいう。

第17条〔有限責任社員の資本填補責任等〕

有限責任社員の受領した利息および利益が会社の損失を填補することなく支払われたものであるとき、第三者はその有限責任社員に対して、これを会社に返還すべきことを請求することができる。この場合、業務執行者に詐欺、悪意または重大な過失があったときは、有限責任社員は、自己が返還義務を負った金額の支払を業務執行者に請求することができる。

第18条〔合資会社の商号〕

① 合資会社の商号には、1人または数人の無限責任社員の氏名を表示しなければならない。

② 合資会社の商号には有限責任社員の氏名を表示することはできない。

一六九

第19条〔有限責任社員による業務執行の禁止等〕

① 有限責任社員は、代理人としての資格においても、いかなる業

務執行行為をも行なうことはできない。

② 有限責任社員が業務執行者に意見および勧告をなし、業務の監督および監査を行ない、業務執行者の権限を超える行為につき授権した場合においても、これにより有限責任社員はいかなる責任をも負わない。

第20条〔有限責任社員が責任を負う場合〕

① 前条第1項に定める禁止に違反して業務執行行為に参加した有限責任社員は、それにより会社に生じたすべての債務につき第三者に対して連帯して責任を負う。

② 有限責任社員は、自己が参加しなかった業務執行行為から生じた債務についても、平常、会社の業務を執行し、または商号中に自己の氏名を表示し、もしくは表示させておいたときは、第三者に対し連帯して責任を負う。

第21条〔持分譲渡の方式と効力〕

定款または総社員の同意により許可された持分の譲渡は、民法の定める方式による場合にかぎり、これを行なうことができる。持分の譲渡は、その公示前に生じた会社の債務に対しては効力を生じない。

第22条〔仮業務執行者の選任〕

① 業務執行者が死亡し、法定の資格を喪失しまたは業務執行に支障を生じた場合であって、かつこの場合においても会社が継続する旨の定款の定めがあるときは、利害関係人の申請にもとづき商事裁判所長は、有限責任社員または社員以外の者から仮業務執行者を選任することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときはこの限りではない。仮業務執行者は、命令をもって定める期間内にかぎり、緊急の

行為および管理行為のみを行なう権限を有する。ただし、この期間は1ヵ月を超えることはできない。

② 仮業務執行者は、委任された業務の執行についてのみ責任を負う。

③ 利害関係人は、第1項に定める命令に対し異議を申立ることができる。異議の申立は、仮業務執行者に選任された者および選任を申請した者に対して通知しなければならない。異議の申立については即決裁判によってこれを決定する。

第4節 株式会社

第1款 株式会社の性質および名称

第23条〔定義〕

株式会社とは、各社員が会社に対して一定の出資義務のみを負う会社をいう。

第24条〔商号—その1〕

株式会社は人的会社の商号を選定することはできない。株式会社の商号には、いかなる社員の氏名をも表示することはできない。

第25条〔商号—その2〕

① 株式会社は、独自の名称またはその企業の目的を表示する名称をもってその商号としなければならない。

② 株式会社は、他の会社の商号と異なる商号を選定しなければならない。

③ 会社の商号が同一であるとき、または類似の商号により誤認を

生じさせるときは、利害関係人はその変更をもとめ、損害を生じたときはその賠償を請求することができる。

第2款 株式会社の設立

第26条〔株式会社設立の要件〕

① 株式会社を設立するためには、つぎに掲げる要件を具備しなければならない。

- 1° 社員が7人以上あること
- 2° 資本が全額引受済であること
- 3° 金銭の払込または現物出資の給付によって各株式につき5分の1以上の払込があること。ただし、この払込または現物出資の金額は50フランを下ることはできない。

② 設立証書を作成する公証人は、前項の要件が具備されているか否かを審査し、具備されているときは、明文をもってこれを認証しなければならない。

第27条〔設立証書の記載事項〕

- ① 設立証書には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。
- 1° 金銭の払込によらない出資の目的物、その出資の条件および出資者の氏名
 - 2° 会社に出資された不動産につき、その出資前5年内になされた有償の譲渡およびその条件
 - 3° 出資された財産上に設定されている抵当権
 - 4° 出資された条件付権利の実現に必要な条件
 - 5° 各発起人に特別利益を付与する理由およびその内容
 - 6° いかなる形式によるかを問わず、会社が負担し、または設立によって会社の負担に帰すべき費用、報酬その他の負担の額または

その概算額

② 設立証書に添付される委任状には、前項に掲げる事項を記載しなければならない。

第28条〔発起設立〕

① 会社は、すべての社員がみずから出頭し、または公正証書もしくは私署証書をもって作成した委任状を有する代理人が出頭して作成された1通または数通の公正証書によって設立することができる。

② (1972年11月23日の法律により改正)《前項の公正証書に記載された者は、これを会社の発起人とみなす。ただし、資本の3分の1以上に当る株式を有する2人またはそれ以上の株主が発起人として設立証書に指定されているときは、その証書に記載された他の者は、金銭をもって株式を引受けるにとどまり、いかなる特別利益をも直接または間接に受けることなく、株式引受人としてのみ責任を負う。》

③ 設立証書の作成前に第26条の定めるところにしたがい株金の払込がなされたときは、2通の正本をもって作成した私署証書による受領証によってその払込を証明することができる。

第29条〔募集設立、株式申込証の記載事項等〕

① 会社は、株式申込証をもってする募集の方法によってもこれを設立することができる。

② 前項の場合には、事前に公正証書によって設立証書を作成し、これを定款案として公示しなければならない。この証書に記載された者は会社の発起人とみなす。

③ 株式の申込は株式申込証2通をもってこれを行ない、株式申込証にはつぎに掲げる事項を記載しなければならない。

1° 定款案として公示された公正設立証書の作成の年月日およびそ

の公示の年月日

2° 発起人の氏名，職業および住所

3° 会社の目的，資本の額および株式の総数

4° 第27条によって定められた設立証書の記載事項

5° 各株式につき，その引受額の5分の1以上の株金を払込むこと。

ただし，その金額は50フランを下ることができないこと，または遅くとも会社の設立が確定するときまでにその払込をなすべきことを約すること。

④ 株式申込証には，会社の設立を確定するために3ヵ月以内に開催される創立総会に株式引受人を招集することを記載しなければならない。

⑤ 本条第3項第5号の定めるところにより，株式の引受後かつ第30条に定める創立総会の開催前に株式の払込がなされるときは，その払込は，2通の正本をもって作成された私署証書による受領証によってこれを証明することができる。

⑥ 目論見書および回状には，株式申込証と同一の事項を記載しなければならない。掲示および新聞紙に掲載される広告についても同様とする。ただし，会社の定款案の公告の年月日の記載があるときはこのかぎりではない。

第30条〔創立総会と会社設立の確定〕

① 発起人は，一定の日に，公証人が出席して開催される創立総会において，第26条に定める条件が具備していることを，これを証する書面を提出して証明しなければならない。

② 発起人を除き，みずから出席した株式引受人または公正証書もしくは私署証書による委任状により代理人を出席させた株式引受人の過半数が会社の設立に異議を主張しないときは，発起人は会社の設立

が確定したことを宣言しなければならない。

③ 株式引受人の名簿および株式の払込の状況を示す書面を添付した総会の議事録が公正証書をもって作成されたときは、会社の設立が確定されたものとする。

第31条〔資本増加の場合における新株発行〕

① 各株式につき5分の1の払込を要する条件は、資本増加の場合において発行される新株に対してもこれを適用する。ただし、その払込の金額は、第26条第1項第3号の定める50フランを下ることはできない。

② 会社成立後の株式の発行は、株式申込証による募集の方法をもってこれを行なうことができる。

③ 前項の場合においても、株式の申込は株式申込証2通をもって行ない、株式申込証には、第29条第3項第3号、第4号および第5号ならびに第33条第1項第1号、第3号、第4号および第6号に定めるすべての事項を記載しなければならない。

第32条〔発起人または取締役の責任〕

（1972年11月23日の法律により改正）

① 発起人および資本増加の場合の取締役は、反対の定めがあるときにおいても、つぎに掲げる債務につき利害関係人に対して連帯して責任を負う。

1° 会社が7人以上の社員を有するときまでに約定された会社の債務

2° 株式の引受が有効に行なわれなかった資本の部分。この場合、発起人または取締役は法律上当然に株式引受人とみなされる。

3° 株式の払込金額が引受額の5分の1に達しない場合の未払込金

4° 第12条の3の規定の適用により宣告された会社の設立無効，第27条，第29条および第31条に定める事項が設立証書もしくは定款案および株式申込証に記載がないかもしくは虚偽の記載がなされたことの直接の結果として生じた損害の賠償

② 会社の受任者として，または会社の承諾を得ることを保証して第三者に対し債務を負担した者は，有効な委任がなかったとき，または約定後2ヵ月以内にその債務の追認を得られなかったときは，個人として義務を負ったものとみなす。約定がなされた本人の氏名が表示されていないときは，上記期間はこれを2週間に縮減する。発起人は，これらの債務につき連帯して責任を負う。

第33条〔証券の発行と通知書の公告〕

(1972年11月23日の法律により改正)

① 株券，受益者証券または持分の公衆に対する情報提供，募集および売出は，いかなる名称をもってする場合においても，売主が日付を付して署名した通知書を第9条 §1および §2の規定にしたがって提出したのちでなければこれを行なうことができない。この通知書には，署名者の氏名，職業および住所のほか，つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

- 1° 設立証書作成の年月日ならびに定款変更の年月日および各公示の年月日
- 2° 会社の目的，資本の額および株式の総数
- 3° 未払込資本の額および各株式に関する未払込金額，発行済社債の口数および利率，社債に抵当権が設定されているときは，その旨の付記
- 4° 取締役会および監査役会の構成
- 5° 第27条に定める設立証書の記載事項

6° 最終の貸借対照表および損益計算書またはこれらの計算書類が
公示されていないときは、その旨

② 前項の規定にかかわらず、公衆に対する情報の提供、募集または
売出の行なわれる株券または受益者証券もしくは持分が設立後5年
以上経過した会社のものであるときは、前項第1号ないし第4号およ
び第6号に定める事項だけを通知書に記載すればたりる。

第34条〔通知書記載事項の転記〕

(1972年11月23日の法律により改正)

① 目論見書および回状には、前条に定める事項を記載しなければ
ならない。

② 株券の売出が公募によって行なわれるときは、株式申込証につ
いても前項と同様とする。株式の申込は、株式申込証2通をもってし
なければならない。

③ 掲示および新聞紙への掲載には、通知書の記載事項を転記しな
ければならない。ただし、掲示および掲載に通知書提出の年月日、売
出される証券の数および価格が表示されているときはこのかぎりでは
ない。

第35条〔公示の義務に違反した者の民事責任〕

第33条および第34条に定める規定に違反した者は、これにより生じ
た損害につき連帯して責任を負う。

第36条〔公示手続の適用除外〕

(1933年9月18日の法律により改正)

前数ヵ条に定める公示の手続は、裁判所によって命じられ、または
証券取引委員会によって定期的に行なわれる株券、受益者証券または

持分の公売にはこれを適用しない。

第3款 株式およびその移転

第37条〔株式、小割株、受益者証券等〕

① 株式会社の資本は、等しい単位価額を有する額面株式または無額面株式にこれを分割する。

② 会社資本を構成する株式のほか、会社は、受益者証券または持分を発行することができる。受益者証券または持分に与えられる権利は、定款をもってこれを定める。

③ 株式および持分は、これを記名式または無記名式とする。

④ 株式は、これを小割株に分割することができる。所定の数に達する小割株には株式と同一の権利が与えられる。

⑤ 株式および小割株には通し番号を付さなければならない。

⑥ 株式および小割株の単位価額は50フランを下ることができない。

第38条〔株式または小割株を共有する場合の権利の行使〕

株式または小割株が数人の者により共有されているときは、会社は、会社との関係においてその株式または小割株の権利者とされる者1人が選定されるまで、その株式に属する権利の行使を停止することができる。

第39条〔記名株式原簿の作成・備置〕

会社は、その本店に記名株式原簿を備え置かなければならない。株主は、その原簿を閲覧・謄写することができる。この原簿には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

各株主の氏名・住所およびその有する株式または小割株の数
払込済額の表示

株式の移転の年月日、定款にもとづき記名株式から無記名株式への転換が行なわれたときは、その事実

第40条〔記名株式の移転等と原簿への記載〕

① 記名株式に関する権利は、前条に定める原簿への登録により証明される。

② 会社は、原簿への登録を証する証明書を株主に交付しなければならない。

③ 記名株式の譲渡は、記名株式原簿の名義書換の申告にもとづき、かつ、民法第1690条に定める債権譲渡に関する規定にしたがって行なわなければならない。この申告書には、譲渡の年月日を記載し、かつ譲渡人および譲受人またはこれらの者の代理人がこれに署名しなければならない。株式の移転が、譲渡人および譲受人の合意を証する信書その他の文書により証明されるときは、会社は、その株式の移転を承諾し、原簿に登録することができる。

④ 定款に別段の定めある場合を除き、死亡の場合における権利者の変更は、死亡証明書、登録証明書および治安判事または公証人によって受理された権利の得喪に関する事実証明書の提出にもとづき、会社に対し有効にこれを行なうことができる。ただし、異議の申立があったときはこのかぎりではない。

第41条〔無記名株券の署名、記載事項等〕

(1972年11月23日の法律により改正)

一五九

① 無記名株券には、取締役2人の署名がなければならない。定款に別段の定めある場合を除き、この2人の署名またはそのいずれか1人の署名は、手書き、印刷または記名判の押捺によって行なうことができる。

② 前項の規定にかかわらず、署名のいずれか一つは、取締役会がとくに委任した者によってこれを行なうことができる。この場合には、その署名は手書きされなければならない。

③ 取締役会の構成員でない者に与えられた委任状の証明謄本は、第9条 §1 および §2 に定めるところにしたがい、事前にこれを公示担当官に提出しなければならない。

④ 無記名株券には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

会社設立証書の作成の年月日および公示の年月日

資本金の額、数種の株式の発行があるときは各株式の数および種類、ならびに株券の券面額または会社資本に対する割合出資の構成の概要および出資がなされた条件

発起人に与えられた特別利益

会社の存続期間

年次総会の開催される日時および市町村

第42条〔無記名株式の譲渡の方式〕

無記名株式の譲渡は、証券のたんなる交付によってこれを行なう。

第43条〔株式譲渡の条件と記名株券および無記名株券の相互転換〕

① 株式の譲渡は、会社が確定的に設立され、かつ株式の発行価額の5分の1が払込まれたのちでなければ効力を有しない。

② 株式は、全額払込済となるまでは、これを記名株式としなければならない。

③ 無記名株券または無記名証券の所持人は、いつでもその費用を負担して、これを記名株券または記名証券に転換することを請求することができる。

④ 記名株券または記名証券の所持人は、いつでもこれを無記名株

券または無記名証券に転換することを請求することができる。ただし、定款が明文をもってこれを禁止しているときはこのかぎりではない。

第44条〔現物出資による株式等の譲渡の方法および制限〕

① 金銭の払込によらない出資を表章する株券およびこの株式に対して直接または間接に権利を与えているすべての証券は、その発行後第2回目の年次貸借対照表が公示されたのち10日を経過したのちでなければこれを譲渡することはできない。

② 前項に定める期間が経過するまで、これら証券の譲渡は、公正証書または私署証書によって行ない、かつ譲渡のなされた日から1ヵ月以内にこれを会社に通知した場合にかぎり行なうことができる。これに反する譲渡はすべて無効とする。

③ 前2項に定める株式の譲渡に関する証書には、その株式の種類、発行の年月日および譲渡につき定められた条件を記載しなければならない。

第45条〔第44条の適用を受けない株式〕

前条の規定は、つぎに掲げる株券にはこれを適用しない。

（1975年5月16日の法律により改正）《1° 成立後5年を経過した会社による資産の出資を表章する株券、または成立後5年を経過した会社の全部もしくは一部の分割の結果、2社またはそれ以上の会社によって発行される株券》

2° 破産、和議または第88条第4号の定めにしたがって行なわれた協定により2年以上前に発行された社債に代えて発行される株券

第46条〔受益者証券または持分の譲渡制限〕

受益者証券または持分は、その名称のいかんを問わず、第44条の規

定にしたがう。

第47条〔譲渡制限をうける証券に関する措置〕

① 第44条および第46条に定める証券が記名証券であるときは、その証券の種類、発行の年月日および譲渡につき定められた条件を原簿および登録証明書に記載しなければならない。

② 前項に定める証券が無記名式であるときは、第44条第1項に定める期間が経過するまでは、これらの証券は会社の金庫に保管し、かつその証券の種類、発行の年月日および譲渡につき定められた条件を証券に記載しておかなければならない。

③ 前項に定める事項は、証券権利者に交付される預り証にこれを転記しなければならない。

第48条〔会社資本の状況の公示〕

① 会社資本の状況は、年1回、貸借対照表に続けて、これを公示しなければならない。

② 会社資本の状況を示す書面には、つぎの事項を記載しなければならない。

払込済金額の表示

未払込額のある株式を有する株主の名簿および各株主の払込むべき金額

③ 前項の名簿の公示は、名簿によって証明される株主の異動に関しては、第11条の2にしたがってなされる公示と同一の効力を有する。

④ 資本増加の場合における公示には、いまだ引受のない資本の部分を付記しなければならない。

一五
六

第49条〔株主の払込責任、未払込株式の譲渡の場合の法律関係〕

① 株主は、反対の特約がある場合といえども、株式の引受価額の全額につき払込をなす義務を負う。

② 前項の規定にかかわらず、株式の有効な譲渡が行なわれた場合の譲渡人は、会社に対してはその譲渡後の払込義務につき、第三者に対してはその公示後の払込義務につきすべての責任を免れる。

③ 前項の場合において、株金の払込をなした譲渡人は、その株券の直接の譲受人およびその後の譲受人に対して連帯して払込金の償還をなすべきことを請求することができる。

第4款 株式会社の管理および監督

第50条〔株式会社の管理を行なう者〕

株式会社の管理は、任期の定めがあり、社員または社員以外の者から選任され、解任することのできる、有償または無償の受任者をもってこれを行なう。

第51条〔取締役の員数、選任・解任、仮取締役〕

① 取締役は3人以上でなければならない。

② 取締役は、株主総会においてこれを選任する。ただし、最初の取締役は、会社設立証書によりこれを指名することができる。

③ 取締役の任期は6年を超えることができない。取締役は、総会の決議により、いつでもこれを解任することができる。

④ 定款に別段の定めがある場合を除き、取締役に欠員が生じた場合には、残存取締役および監査役の協議により、仮取締役を選任することができる。この場合には、次の株主総会において、改めて取締役の選任を行なわなければならない。

第52条〔再選の許容および補充取締役の任期〕

定款に別段の定めがある場合を除き、取締役はこれを再選することができる。任期満了前に欠員が生じた場合において、補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第53条〔取締役会の権限とその制限、共同代表〕

(1972年11月23日の法律により改正)

① 取締役会は、会社の目的たる事業の実行に必要なまたは有益なすべての行為をなす権限を有する。ただし、本法または定款により総会に留保されている権限を除く。

② 取締役会は、第三者に対する関係において会社を代表し、会社が原告または被告となるときは、裁判上会社を代表する。会社を当事者とする執行官送達証書には、会社名を表示すれば足りる。

③ 前2項により取締役会に与えられた権限につき、定款または権限ある機関の決議により加えられた制限は、公示されている場合であっても、これを第三者に対抗することができない。

④ 前項の規定にかかわらず、会社は、定款をもって、裁判外または裁判上において単独または共同して会社を代表する権限を、1人または数人の取締役に与えることができる。この定款の定めは、本法第9条に定める条件をみたすときは、これを第三者に対抗することができる。

第54条〔取締役の担保株—その1〕

① 各取締役は、その業務執行を担保するため、一定数の株式を、会社に提供しなければならない。

② 前項の株式は、これを記名式としなければならない。これらの株式が株主によって担保として提供されている旨は、これを株主ごとに株式原簿に記載しなければならない。

第55条〔取締役の担保株—その2〕

- ① 各取締役の預託すべき担保株の数は、定款をもってこれを定める。
- ② 取締役の業務執行を担保すべき株式が第三者に属するものであるときは、預託に際し、株主の氏名を表示し、かつ、その旨を次回の総会において開示しなければならない。
- ③ 定款に別段の定めがある場合といえども、総会は、いつでも、かつ、単純多数決により、取締役に對し、総会の定める種類および数量の担保の追加を命じることができる。

第56条〔取締役の担保株—その3〕

設立証書により指名された取締役に對しては、会社設立の確定の時から1ヵ月以内に、総会により選任された取締役に對しては、その選任の時または取締役が総会に出席していなかった場合には取締役に對してなされるべき通知到達の時から2ヵ月以内に、前2条に定める条件がみたされない場合には、当該取締役は辞任したものとみなされ、総会は後任者を補充しなければならない。

第57条〔利益相反行為と取締役〕

- ① 会社と利益相反関係にある取締役が、取締役会の承認をうくべき取引を行なうに際しては、取締役会にあらかじめその旨を通知し、かつ、取締役会議事録にその取引に関する事項を記載させなければならない。利益相反関係にある取締役は、この決議に加わることができない。
- ② 次回の総会においては、他のすべての議題についての決議に先立ち、取締役の1人が会社と利益相反関係にある取引をなした旨を、とくに報告しなければならない。

第58条〔取締役と会社債務〕

取締役は、会社の債務に関し、個人としてはいかなる義務をも負担するものではない。

第59条〔取締役の責任およびその免除〕

① 取締役は、普通法の規定にしたがい、その委任事務の執行ならびに業務執行に際しての過失につき、会社に対して責任を負う。

② 取締役は、本法または定款の規定に違反する行為にもとづき生じたすべての損害につき、会社ならびに第三者に対し、連帯して損害賠償の責任を負う。取締役は、当該違反行為に加担しなかった場合において、取締役の責に帰すべき過失がなく、かつ、取締役がそれを知ったのち、直近の総会においてこの違反事実につき報告を行なったときにかぎり、その責任を免れることができる。

第60条〔日常の業務執行の委任〕

(1972年11月23日の法律により改正)

① 会社の日常の業務執行およびこの業務執行に関する会社代表の権限は、これを社員または社員以外の者であって単独または共同してその権限を行なう1人または数人の取締役、副社長、業務執行者その他の代理人に、これを委任することができる。

② 前項の受任者の選任・解任およびその権限は、定款または権限ある機関の決議をもってこれを定める。これらの者に対し日常の業務執行の必要にもとづき与えられた代表権に加えた制限は、公示されている場合であっても、これを第三者に対抗することができない。

③ 前項の規定にかかわらず、日常の業務執行の権限を単独でまたは共同してその権限を行なう1人または数人の者に委任しうる旨を定める定款の条項は、第9条に定める条件をみたす場合にかぎり、これ

を第三者に対抗することができる。

④ 取締役は日常の業務執行の権限を委任するときは、総会の事前の承認を受けなければならない、かつ、取締役会は、定時総会において、この者に与えられた報酬、手当その他の利益について、毎年報告しなければならない。

⑤ 日常の業務執行を行なう者の業務執行に関する責任については、委任に関する一般原則を適用する。

第60条の2〔会社の目的の範囲外の行為と会社の責任〕

(1972年11月23日の法律により改正)

取締役会、本法第53条第4項にしたがい会社を代表する権限を有する取締役、または日常の業務執行の権限を委任された者のなした行為が、会社の目的の範囲を超える場合にも、その効果は会社に帰属する。ただし、第三者が当該行為が会社の目的の範囲を超えている事実を知っていたこと、またはそのときの状況からみて知りうべきであったことを、会社が証明したときはこのかぎりではない。たんなる定款の公示だけでは、その証明としては十分でない。

第61条〔監査役の選任、任期、員数、報酬および欠員補充〕

① 会社の監査は、社員または社員以外の者から選任される1人または数人の監査役に、これを委任しなければならない。

② 監査役は、総会においてこれを選任する。

③ 設立証書に別段の定めがある場合を除き、監査役はこれを再選することができる。

④ 監査役の任期は6年を超えることができない。監査役は、総会の決議により、いつでもこれを解任することができる。

⑤ 総会は、監査役の員数およびその報酬を定めなければならない。

⑥ 死亡その他の事由により、監査役の員数が2分の1未満に減じたときは、取締役会は、監査役の欠員を補充するための総会を、直ちに招集しなければならない。

第62条〔監査役の職務権限、責任、専門家による補佐〕

① 監査役は、会社のすべての行為につき、無制限の監査および監督権限を有する。監査役は、その備置場所において、帳簿、通信文、議事録、その他すべての会社文書を閲覧・謄写することができる。

② 取締役会は、少なくとも6ヵ月ごとに、資産および負債の状況を要約した書面を、監査役に提出しなければならない。監査役は、適当と信ずる提案とともにその監査報告書を総会に提出し、かつ、監査役が財産目録の監査につき採用した方式を総会に報告しなければならない。

③ 監査および監督義務から生ずる監査役の責任については、取締役の責任に関するものと同一の原則が適用される。

④ 監査役は、会社の帳簿および計算書類の検査を行なうため、専門家の補佐をうけることができる。

⑤ 専門家の委嘱については、会社の承認をうけなければならない。会社が承認を与えない場合には、商事裁判所長は、監査役の署名ある申請書にもとづき、期日に会社を呼び出したうえ、専門家の人選を行なう。商事裁判所長は、判事室において各当事者から意見を聞いたうえで、公開の法廷において専門家の委嘱につき決定する。この決定は、会社に対して通知することを要せず、かつ、これに対しては不服を申立てることができない。

第63条〔会社訴権行使の委任〕

総会が、現職の取締役または監査役に対して、第59条または第62条

第3項に定める会社訴権の行使を決議したときは、総会は、この決議の執行を、1人または数人の受任者に委任することができる。

第64条〔合同役員会—その1〕

取締役および監査役は、定款に定める方式にしたがい、定款にこれに関する定めがないときは会議体に適用される一般原則にしたがい、審議を行なう合同役員会を構成する。

第65条〔合同役員会—その2〕

会社は、定款をもって、取締役および監査役が協議するため合同役員会を構成する旨を定めることができる。合同役員会の権限については、定款をもってこれを定める。

第66条〔監査役の担保株〕

① 監査役は、定款の定めるところにしたがい、当該会社の株式を担保として提供しなければならない。

② 本法第54条第2項、第55条第2項および第3項、ならびに第56条の規定は、監査役にこれを適用する。

第5款 株主総会

第67条〔総会の権限および定款の変更〕

① 株主総会は、会社に関する行為につき決定をなし、または承認するための、もっとも広汎な権限を有する。

② 総会は、定款に別段の定めがないかぎり、以下の各項に定めるところにしたがい、定款のすべての規定につき、その変更を決議することができる。ただし、総会決議をもってしても、会社の国籍を変更し、または株主の義務を加重することはできない。

③ 会社の設立証書に別段の定めがある場合といえども、定款変更につき審議する総会においては、すべての株主は、その有する株式と同数の議決権を制限なしに行使することができる。

④ (1927年1月15日の法律により改正)《会社の目的または組織の変更について審議する総会は、資本の2分の1以上にあたる株式を有する株主によって構成されるときにかぎり、かつ、定款変更に関する議案の要領が議事日程に記載されている場合にのみ、適法に成立し、有効に審議することができる。この第1の条件がみたされないときは、定款の定める方式にしたがい、新たに総会を招集することができる。この招集通知は、官報およびルクセンブルクにおいて発行されるフランス語日刊新聞紙およびドイツ語日刊新聞紙各1紙に、少なくとも10日の間隔をおき、かつ、会日の10日前までに3回掲載して公告しなければならない。この招集通知には、第1の総会の会日と結果を付記し、その議事日程を再度掲載しなければならない。第2の総会が、資本の3分の1にあたる株式を有する株主によって構成されるときは、有効に審議することができる。第1および第2の総会において有効に決議するためには、みずからまたは代理人によって出席した株主の有する議決権の4分の3以上の賛成をえなければならない。会社が社債を発行しているときは、定款変更の議案は、株主総会に関する上記の条件にしたがい招集され、構成され、かつ議決する社債権者総会の承認をも受けなければならない。》

ただし、第2の社債権者総会において所要の定足数がみたされなかったときは、社債権者は、株主総会により承認された定款変更に同意したものみなす。》

(1922年4月13日および1930年6月20日の法律により改正)《⑤前項に定める場合を除き、第1の総会が資本の2分の1以上にあたる株式を有する株主によって構成されないときは、定款の定めるところにし

たがい、第2の総会を招集することができる。この招集通知は、官報およびルクセンブルクにおいて発行される日刊新聞紙上に、少なくとも15日の間隔をおき、かつ、会日の2週間前までに2回掲載して公告しなければならない。第2の総会においては、出席株主の有する株式数のいかにかわらず、有効に審議することができる。

⑥ 第2の総会が延会として開催された場合において、欠席しかつ代理人をも出席させなかった株主は、出席し、取締役会の提案に同意したものと同みなされる。ただし、この擬制は議決権総数の3分の1を限度として適用することができる。

⑦ 前数項の規定にかかわらず、以下に定めるところに違反したときは、決議は無効とする。

a) 招集通知には、第1の総会の会日と結果を付記し、その議事日程を再度掲載しなければならない。

b) 議事日程に示された議題のそれぞれについて、とくに定款変更に関する議案の要領を表示して、取締役会の提案事項を明らかにしなければならない。

c) 株主が総会に欠席したときは、本条第3項(訳注)の定める範囲内において、取締役会の提案に同意したものとみなされる旨の通告を記載しなければならない。

⑧ 第1の総会において、定款変更を有効に決議するためには、みずからまたは代理人によって出席した株主の有する議決権の3分の2以上の賛成をえなければならない。第2の総会についても、多数決の要件は同一とする。

ただし、本条第3項(訳注)に定める出席および同意の擬制はこの場合についても適用され、かつ、決議はみずからまたは代理人によって出席した株主の有する議決権の過半数の賛成をえなければならない。》

(訳注) 原文には本条第3項とあるが、第6項の誤りと思われる。

第68条〔数種の株式の権利内容の変更に関する手続〕

会社が数種の株式を発行しており、かつ株主総会の決議が各種の株式の権利の変更を目的とするものであるときは、それぞれの種類の株式につき第67条に定める定足数および多数決の要件がみたされるときにかぎり、有効に決議することができる。

第69条〔資本の増加および減少の手続〕

① 資本の増加および減少は、第67条第5項に定める条件をみたした場合にかぎり、これを決議することができる。

② 総会が資本の減少を目的として招集される場合には、招集通知に資本減少の方法を明示しなければならない。

③ 資本の減少が株主に対する出資の払戻によって行なわれる場合には、この払戻は、第9条に定める方式にしたがってなされる決議の公示の日から6ヵ月を経過したのちでなければ、これを実施することができない。

第70条〔株主総会の招集手続〕

① 総会は、定款所定の地および日時において、少なくとも年1回これを開催しなければならない。

② 取締役会および監査役は、総会を招集する権限を有する。会社資本の5分の1以上にあたる株式を有する株主が、議事日程を示した書面をもって総会の開催を請求したときは、取締役会または監査役は、請求の時から1ヵ月以内の日を会日とする総会を招集しなければならない。

③ 総会の招集通知には議事日程を記載しなければならず、かつ、招集通知は、官報およびルクセンブルクにおいて発行される日刊新聞紙上に、少なくとも8日の間隔をおき、かつ会日の1週間前までに2

回掲載して公告しなければならない。

④ 招集通知状は、総会の会日の1週間前に記名株主にあてて発送しなければならない。ただし、この通知状を発送したことについては証明を要しない。

⑤ 会社の発行する株式がすべて記名式であるときは、招集通知は書留郵便のみをもって、これを行なうことができる。

第71条〔総会の運営ならびに議決権〕

① 定款には、総会における審議の方法を定め、かつ総会に出席するために必要な手続を定めることができる。これらの規定を欠く場合には、議長等の選出を行ない、かつ、審議は会議体に関する一般原則にしたがってこれを行なわなければならない。議事録には、総会事務局の構成員が署名しなければならない。また、株主が請求するときは、この者も議事録に署名することができる。第三者に交付される議事録の写しには、取締役および監査役の過半数が署名しなければならない。

② すべての株主は、定款に別段の定めがある場合といえども、みずからまたは代理人により議決権を行使することができる。なにびとも、発行済株式総数の5分の1、または総会に出席した株主の有する株式の5分の2を超えることとなる場合には、その超過部分については、みずからまたは代理人として議決権を行使することができない。

③ (1930年6月20日の法律により改正)《取締役会は、開催中の総会を、その開会中に、4週間を限度として、延期することができる。取締役会は、資本の5分の1以上にあたる株式を有する株主の請求があるときは、総会を延期しなければならない。この延期は、定款変更を目的とする総会についても適用され、延期前になされたすべての決議はこれを無効とする。第2の総会は、議題につき最終的な決定を行なう権限を有する。この総会が定款変更を目的とする場合においては、

1922年4月13日および1927年1月15日の法律によって改正された本法第67条第5項および第4項の定める定足数を満たさなければならない。会社の発行する株式がすべて記名株式であるときは、延期しうる期間はこれを2週間とする。

④ 第2の総会においては、欠席しかつ代理人をも出席させなかった株主は、出席し、取締役会の提案に同意したものとみなされる。ただし、この擬制は、つぎの限度内でこれを適用することができる。

決議が単純多数決により成立するものであるときは、議決権総数の5分の1

決議が3分の2の多数決により成立するものであるときは、議決権総数の3分の1。ただし、この場合においては、同時に、決議が、みずからまたは代理人によって出席した株主の有する議決権の過半数の賛成をえていることを条件とする。

⑤ 前数項の規定にかかわらず、以下に定めるところに違反したときは、決議は無効とする。

a) 招集通知には、第1の総会の議事日程を再度掲載しなければならない。

b) 議事日程に示された議題のそれぞれについて、とくに取締役または監査役の候補者の氏名を表示して、取締役会の提案事項を明らかにしなければならない。

c) 株主が総会に欠席したときは、上記の議題の範囲内において、取締役会の提案に同意したものとみなされる旨の通告を記載しなければならない。

⑥ 延期が宣言された通常総会が定款変更を目的とする総会と同日に招集されており、かつ、定款変更を目的とする総会の定足数が満たされないときは、会日を同じくしてそれぞれの第2の総会を招集することができる日まで、第1の総会を延期することができる。ただし、延

期しうる期間は6週間を超えることができない。》

⑦ 未払込株式に関する議決権については、払込の催告が適法になされかつ払込をなすべき期日に払込がないときは、払込がなされるまでの間、その行使を停止する。

第6款 財産目録および貸借対照表

第72条〔計算書類の作成〕

① 取締役会は、毎年、会社の動産および不動産の価額ならびにすべての債権および債務の額を記載した財産目録を作成しなければならない。これには、会社のすべての債務、ならびに社長、副社長、取締役および監査役の会社に対する債務を要約して記載した附属明細書を添付しなければならない。

② 取締役会は、貸借対照表および損益計算書を作成しなければならない。この場合には、必要な償却を行わなければならない。

③ 貸借対照表の資産の部には、固定資産、流動資産、負債の部には、資本および準備金、社債、抵当権または質権の設定された負債および物的担保権の設定されていない負債を各別に記載しなければならない。

④ 会社は、準備金を積立てるため、毎年、純利益から20分の1以上を控除しなければならない。準備金が資本の10分の1に達したときは、会社はこの控除を行なう義務を免れる。ただし、準備金がこの割合を下回ったときは、再度、この控除を行わなければならない。

⑤ 取締役会は、通常総会の1ヵ月前に、第1項ないし第3項に定める計算書類を営業報告書とともに、監査役に提出しなければならない。監査役は、その意見を付した報告書を作成しなければならない。

第73条〔計算書類等の閲覧、送付および謄写〕

① 株主は、総会の2週間前より、本店において、つぎに掲げる書類を閲覧することができる。

1° 貸借対照表および損益計算書

2° 公債、株式、社債および会社の証券資産に含まれるその他の証券の一覧表

3° 未払込額のある株式を有する株主の名簿。この名簿には各株主の有する株式数およびその住所を付記しなければならない。

4° 監査役の報告書

② 貸借対照表および損益計算書ならびに監査役の報告書は、記名株主に対して、招集通知とともにこれを送付しなければならない。

③ すべての株主は、総会の2週間前より、株券を呈示して前項に定める書類の写し1通の無償交付を求めることができる。

第74条〔計算書類の承認、取締役および監査役の責任解除〕

① 総会は、取締役および監査役から報告をうけ、貸借対照表について審議する。

② 総会は、貸借対照表の承認後に、取締役および監査役の責任を解除する旨の決議をすることができる。この責任解除は、貸借対照表に会社の現況を隠蔽するような事実を記載せずまたは虚偽の記載をしなかった場合、ならびに定款の目的の範囲外の行為については、招集通知にこれに関する特別の記載があった場合にかぎり、有効とする。

第75条〔計算書類の公告〕

① 取締役は、貸借対照表および損益計算書を、その承認の日から2週間以内に、会社の設立証書公示の年月日を前書きし、第9条に定める方式にしたがい、会社の費用をもって、これを公告しなければならない。

② 貸借対照表に続けて、在任中の取締役および監査役の氏名、職業および住所、ならびに総会の決議にしたがって行なわれる純利益の処分および分配に関する一覧表を公告しなければならない。

第7款 会社文書に表示すべき記載事項

第76条〔会社文書の記載事項〕

(1972年11月23日の法律により改正)

① 株式会社が発行するすべての証書、計算書、広告、刊行物、通信文、注文書およびその他の書類には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

1° 商号

2° 《株式会社》という文字。この文字は商号の直前または直後に、明瞭にかつ省略せずに表示しなければならない。

3° 本店所在地の明確な表示

4° 会社の本店所在地を管轄する郡の裁判所の所在地および登記番号を付記した《商業登記》の文字またはその頭文字《R. C.》

② 前項に掲げる書類に資本の額を記載するときは、最終の貸借対照表の結果により生ずる資産の減少を考慮にいれて表示し、かつ、払込のない資本の部分および資本増加の場合における引受のない資本の部分をも表示しなければならない。

③ 本店所在地の変更は、取締役の申請にもとづき、官報の会社・商事組合特集版にこれを公示しなければならない。

一四一 第77条〔文書作成者等の民事責任〕

前条の規定に違反する行為に関与した者は、場合により、会社が負担した債務につき、個人として責任を負う。第三者は、文書の作成に関与した者に対して、資本の額を過大に表示した場合には表示資本の

額と実際の資本の額との差額相当額，払込または引受のない資本の部分を記載しなかった場合には払込もしくは引受のない資本の額，払込または引受につき不正確に表示した場合には表示した金額と真実の金額との差額相当額を請求することができる。

第78条〔会社文書における取締役等の資格の表示〕

会社に責任を発生させる文書には，取締役，社長・副社長である業務執行者およびその他の代理人が署名をなし，署名の直前または直後にその資格を表示しなければならない。

第 8 款 社債の発行

第79条〔設立前における社債発行の禁止〕

会社の設立前においては，いかなる種類の社債をも発行することができない。

第80条〔社債発行の公示および公示事項〕

（1972年11月23日の法律により改正）

社債の公衆に対する発行，情報提供，募集および売出は，会社の取締役または売主が日付を付して署名した通知書を第9条 §1および §2にしたがい公示担当官に提出したのちにこれを行わなければならない。この通知書には，署名者の氏名，職業および住所のほか，つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

- 1° 会社の目的
- 2° 会社の存続期間
- 3° 設立証書の作成の年月日，定款の変更および公示の年月日
- 4° 資本の額および未払込資本の額
- 5° 取締役会および監査役会の構成

- 6° 会社の所有する財産または不動産物権に設定されている抵当権の内容，ならびに既発行の社債の総額およびこれについて設定した担保権の個別的内容
- 7° 発行または売出される社債の口数および券面額，社債1口につき支払われる利息，償還の期限および条件
- 8° 最終の貸借対照表および損益計算書またはこれらの計算書類が公示されていないときはその旨

第81条〔通知書記載事項の転記〕

(1972年11月23日の法律により改正)

- ① 目論見書および回状には前条に定める事項を記載しなければならない。
- ② 社債の発行または売出が公募によって行なわれるときは，社債申込証についても前項と同様とする。社債の申込は，社債申込証2通をもってしなければならない。
- ③ 掲示および新聞紙への掲載には，通知書の記載事項を転記しなければならない。ただし，掲示および掲載に通知書の提出年月日，売出される証券の口数，発行価額が表示されているときはこのかぎりではない。

第82条〔公示義務に違反した者の民事責任〕

第80条および第81条に定める規定に違反した者は，これにより生じた損害につき連帯して責任を負う。

第83条〔公示手続の適用除外〕

(1933年9月18日の法律により改正)

前数々条に定める公示手続は，裁判所によって命ぜられ，または証

券取引委員会によって定期的に行なわれる社債の公売にはこれを適用しない。

第84条〔記名社債原簿の備置義務、社債券の記載事項等〕

（1972年11月23日の法律により改正）

- ① 会社は、その本店に記名社債原簿を備え置かなければならない。
- ② 無記名の社債券には、取締役2人の署名がなければならない。
定款に別段の定めがある場合を除き、この2人の署名またはそのいずれか1人の署名は、手書き、印刷または記名判の押捺によって行なうことができる。
- ③ 前項の規定にかかわらず、署名のいずれか一つは、取締役会がとくに委任した者によってこれを行なうことができる。この場合には、その署名は手書きされなければならない。
- ④ 取締役会の構成員でない者に与えられた委任状の証明謄本は、第9条 §1 および §2 に定めるところにしたがい、事前にこれを公示担当官に提出しなければならない。
- ⑤ 社債券には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。
 - 会社設立証書の作成の年月日および公示の年月日
 - 数種の株式を発行したときは各株式の数および種類ならびに証券の券面額または会社資本に対する割合
 - 会社の存続期間
 - 社債券の通し番号、券面額、利息、利息支払の時期および場所ならびに償還の条件
 - その回の社債の発行総額およびこれについて設定された特別の担保権の内容
 - 既発行の社債で発行毎に表示した償還未了額およびこれに設定した担保権の個別的内容

⑥ 抵当権の担保付社債券には、抵当権設定証書が作成されている旨を表示し、抵当権設定登記の年月日、順位および第93条末項の規定を記載しなければならない。

⑦ 記名株式の権利および譲渡に関する第40条ならびに無記名株式の権利および譲渡に関する第42条の規定は、記名社債および無記名社債にそれぞれ適用する。

⑧ 第43条第3項および第4項の規定についても前項と同様とする。

第85条〔社債権者の計算書類等の閲覧権・株主総会出席権〕

社債券の所持人は、第83条の規定にしたがい備え置かれた書面を閲覧することができる。社債券の所持人は、株主総会に出席し意見を述べることができるが、議決権はこれを有しない。

第86条〔社債権者総会の招集権者〕

① 取締役会および監査役は、社債権者総会を招集することができる。

② 前項に定める者は、流通におかれている社債の総額の5分の1にあたる社債権者の請求がある場合には、総会を招集しなければならない。

第87条〔社債権者総会の招集手続〕

社債権者総会の招集通知は、株主総会の招集に関する第70条第3項、第4項および第5項に定める方式にしたがいこれを行なわなければならない。招集通知には、議事日程を記載しなければならない。

第88条〔社債権者総会の権限〕

社債権者総会は、つぎに掲げる事項を決定する権限を有する。

- 1° 社債券の所持人のための特別の担保権の設定およびすでに設定されている担保権の変更または廃止を目的とする措置の承認
- 2° 利息の支払期限の延期，利率の引下げまたは支払条件の変更の承認
- 3° 償還期限の延期，償還の一時的停止および償還条件の変更の承認
- 4° 社債権者の債権の株式への転換の承認
- 5° 共通の利益のためになされる保存行為の決定
- 6° 本条第1号ないし第5号にもとづいてなされた決議を執行する責任を負う1人または数人の受任者の選任，および抵当権の一部の解除または抵当権の抹消に関する登記手続において社債権者団体を代表する1人または数人の受任者の選任
- 7° 会社の目的または形態に関する株主総会の定款変更決議の承認

第89条〔社債権者総会の決議の方法〕

① 社債権者総会の決議は，前条第1号ないし第5号および第7号に定める事項については流通におかれている社債の券面総額の3分の2を有する社債権者の同意を得た場合，および前条第6号に定める事項については社債権者の行使した権利の過半数の同意を得た場合には，その効力を生じる。このため，会社は，社債権者総会の冒頭において，流通におかれている社債に関する報告書を社債権者の閲覧に供さなければならない。

② 前条第2号ないし第4号に定める事項に関する決議は，資本が全額払込済のときにかぎり，その効力を生じる。

③ 社債の株式への転換に関する社債権者総会の決議は，あらかじめ株主総会の決議を得ている場合を除き，決議の日から3ヵ月以内に，

第67条第5項に定める条件にしたがい審議する株主総会の承認を得たときにかぎり、その効力を生じる。

④ 前項の社債権者総会の決議は、決議の日から2週間以内に、取締役がこれを官報の付録に公示しなければならない。

第90条〔数種の社債が発行されている場合の社債権者総会の決議方法〕

① 数種の社債が発行され、かつ社債権者総会の決議が、各種類の社債権者の権利を変更するものである場合は、当該決議を有効とするためには、各種類ごとに、前条第1項に定める定足数および多数決の要件をみたさなければならない。

② 各種類の社債権者は、これを特別の総会に招集することができる。

第91条〔社債権者総会の運営、議事録等〕

① 株主総会の審議、議決権および議事録に関する第71条第1項の規定は、これを社債権者総会に適用する。

② 議事録は、本店に備え置かれ社債権者の閲覧・調査に供される特別の帳簿に総会終了後ただちに登載しなければならない。

③ すべての社債権者は、定款に別段の定めがある場合といえども、みずからまたは公正証書もしくは私署証書による委任状を有する代理人によって議決権を行使することができる。

④ 取締役および監査役は、社債権者総会に出席し意見を述べることができるが、議決権はこれを有しない。

⑤ 会社は、社債権者総会の招集および開催の費用を負担しなければならない。

第92条〔和議または破産の場合の適用除外〕

第86条ないし第91条の規定は、和議または破産の場合にはこれを適用しない。

第93条〔担保付社債の発行、担保権の登記〕

① 会社は、発行されまたは発行を予定された社債の形式をとる借入金を担保するため、抵当権を設定することができる。

② 抵当権に関する登記は、現在および将来の社債権者団体のために、通常の登記手続にしたがいこれを行なわなければならない。ただし、つぎに掲げる二つの制限に服する。

1° 債権者の表示は、被担保債権を表章する証券の表示をもって代える。

2° 選定住所に関する規定は、これを適用しない。

③ 抵当権に関する登記事項は、これを官報の付録に公示しなければならない。

④ 抵当権の順位は、社債発行の時期のいかんにかかわらず、登記のなされた日をもって決定する。

⑤ 抵当権に関する登記は、取締役がその責任において、登記のなされた日から10年の期間の満了前に、これを更新しなければならない。会社が登記を更新しない場合には、すべての社債権者は、これを更新する権利を有する。

第94条〔担保権設定登記の抹消、償還額の供託〕

① 抵当権の抹消または一部解除の登記は、第88条にしたがい、社債権者総会の同意にもとづきこれを行なわなければならない。

② 抵当権の抹消または抵当権の一部解除の登記申請については、第88条第6号にもとづき選任された社債権者団体を代表する受任者の

1人に対してその手続をなすべきことを請求することができる。適法に招集された社債権者総会が受任者を選任しなかったときは、会社の本店の存する郡の民事裁判所長が、会社の請求にもとづき、社債権者の代表者1人を選任する。

③ 全部または一部償還の期限の到来した社債券の所持人が、償還期日後1年以内に請求を行わないときは、起債会社は、償還すべき金額を供託することができる。供託は、会社の本店の存する郡の供託所においてこれを行わなければならない。

第95条〔抵当権実行の手続〕

① 抵当不動産の滌除または抵当権にもとづく強制履行手続においては、利害関係人の請求にもとづき、社債権者団体を代表する任務を負う財産管理人を選任しなければならない。財産管理人は、会社の本店の存する郡の民事裁判所長が、会社の意見を聞き、これを選任する。

② 財産管理人は、本条第1項に定める手続にしたがい支払をうけた金銭をその受領の日から1週間以内に、供託所に供託しなければならない。

③ 社債権者のために供託された金銭は、財産管理人が発行し裁判所長が認証した記名または無記名の支払命令書にもとづきこれを引出すことができる。記名式の支払命令書にもとづく支払は、受取人の領収証との引換えにより、無記名式の支払命令書にもとづく支払は財産管理人の受取の署名のある支払命令書との引換えによりこれを行わなければならない。

④ 支払命令書は、社債券の提示がある場合にかぎり、財産管理人がこれを交付する。財産管理人は、支払を命じた金額を社債券に記載しなければならない。

第96条〔割増金付社債〕

① 株式会社は、抽せんの方法により、発行価額を上回る金額で償還することのできる社債を発行することができる。ただし、社債の利率が3パーセント以上であり、各社債が同一の金額で償還され、償還額および利息を含む年間償還金の額が償還期間中同一であることを条件とする。

② 割増金付社債の発行総額は、いかなる場合においても、払込済資本の額を超えることができない。

第97条〔第96条の適用除外〕

前条の規定は、償還価額が社債の発行価額にその10分の1の金額を加算した額の範囲内である社債の発行については、これを適用しない。

第98条〔社債契約の解除〕

① 社債発行の形式によって行なわれた消費貸借契約において、社債契約の当事者の一方がその債務を履行しない場合には、これを解除することができる。

② 前項の場合においては、社債契約は法律上当然には解除されない。債務の履行を受けなかった当事者は、相手方当事者に対し、履行が可能である場合には債務の履行を強制し、または契約の解除ならびに損害賠償の請求をすることができる。

③ 契約の解除は裁判所に対する申立によってこれを行なわなければならない。裁判所は、事情により、被告に対し債務履行の猶予期間を付与することができる。

一三二

第9款 株式会社の存続期間および解散

第99条〔会社の存続期間〕

① 政府または市町村の免許を要する事業を営むことを目的とする株式会社は、その免許で定められた期間につき存続する。

② 前項以外の会社の存続期間は、30年を超えることができない。これより長い存続期間を定款に定めたときは、これを30年とする。

③ 会社は、第67条第5項に定める条件にしたがい、存続期間を更新することができる。ただし、新たな存続期間は30年を超えることができない。

第100条〔損失による解散〕

資本の2分の1以上の損失が生じた場合においては、取締役会は、会社解散の要否について、第67条第5項に定める条件にしたがい決議する株主総会の審議に付さなければならない。損失が資本の4分の3に達したときは、総会に出席した株式の4分の1を有する株主は、会社の解散を決定することができる。

第101条〔株主数の減少による解散〕

株主の数が7人未満に減少して6ヵ月を経過したときは、裁判所は、利害関係人の請求により、会社の解散を宣告する。

第5節 株式合資会社

第102条〔定義〕

株式合資会社とは、会社の債務につき無限かつ連帯責任を負う1人または数人の社員と、出資額を限度として払込義務を負う株主との契約によって成立する会社をいう。

一
三
二

第103条〔準用規定〕

株式会社に関する規定は、本節に別段の定めがある場合を除き、株

式合資会社にこれを適用する。

第 104 条〔商号〕

株式合資会社の商号には、1人または数人の無限責任社員の氏名を表示しなければならない。この商号には、独自の名称または、その企業の目的を表示する名称を付加することができる。

第 105 条〔会社文書の記載事項〕

(1972年11月23日の法律により改正)

① 株式合資会社の発行するすべての証書、計算書、広告、刊行物、通信文、注文書その他の書類には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

- 1° 商号、会社がその他の名称を用いているときはその名称の付記
- 2° 明瞭にかつ省略せずに記載された《株式合資会社》の語
- 3° 本店所在地の明確な表示
- 4° 会社の本店所在地を管轄する郡の裁判所の所在地および登記番号を付記した《商業登記》の文字またはその頭文字《R. C.》

② 前項に掲げる書面に資本の額を記載するときは、最終の貸借対照表の結果により生ずる資産の減少を考慮に入れて表示し、かつ払込のない資本の部分および資本増加の場合における引受のない資本の部分をも表示しなければならない。

③ 本店所在地の変更は、業務執行者の申請にもとづき、官報の会社・商事組合特集版にこれを公示しなければならない。

④ 第77条に定める制裁は、本条の規定を遵守しない文書によって会社名義で行動したすべての者に適用する。

一三〇

第 106 条〔無記名株券上の署名〕

① 無記名株券には、業務執行者の全員および2名の監査役が署名しなければならない。

② 業務執行者および監査役のうち各1名の署名は、自署でなければならない。その他の者の署名は、記名判をもって代用することができる。

第107条〔業務執行社員〕

(1972年11月23日の法律により改正)

① 会社の業務執行の権限は、定款によって指名された1人または数人の無限責任社員が有する。

② 業務執行社員は、会社の発起人として責任を負う。

第108条〔表見業務執行者〕

代理人として会社のために署名を行なった有限責任社員または商号中にその氏名を表示している有限責任社員は、第三者に対して、合資会社の有限責任社員に関して第20条が同一の行為につき定める責任と同一の責任を負う。

第109条〔監査役〕

会社の監査は、3人以上の監査役にこれを委任しなければならない。

第110条〔監査役会の権限〕

監査役会は、業務執行者から付議された事項に関してその意見を述べ、かつ業務執行者の権限外の行為を許可することができる。

一
二
九

第111条〔株主総会の権限〕

① 定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会は、業務執行者

の同意を得た場合にかぎり、第三者に対して会社が利害関係を有する行為または定款の変更を決定し、かつ追認することができる。

② 株主総会は、業務執行者に対する関係において株主を代表する。

第 112 条〔会社の継続および管理人の権限〕

① 業務執行者が死亡し、法定の資格を喪失し、または業務執行に支障を生じたときといえども、会社が継続する旨の定めがある場合には、監査役は、株主または株主以外の者から管理人を選任することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合はこのかぎりではない。管理人は、総会が開催されるまで緊急の行為および管理行為のみを行なう権限を有する。

② 前項の管理人は、選任されたときから 2 週間以内に、定款に定める方法にしたがって総会を招集しなければならない。

③ 管理人は、委任された事務の執行についてのみに責任を負う。

第 6 節 協同会社

第 1 款 協同会社の性質および設立

第 113 条〔定義〕

協同会社とは、人数およびその出資額が変動する社員から成る会社をいう。社員の持分は、これを第三者に譲渡することができない。

第 114 条〔会社の名称、社員、監査役、受任者の責任〕

① 協同会社の商号には、社員の氏名を表示してはならない。この会社は、独自の名称をもって表示しなければならない。

② この会社は、7 人以上の社員をもって構成する。

③ この会社は、社員であると否とを問わず、1 人または数人の受

任者がこれを管理する。受任者は、委任された事項についてのみ責任を負う。

④ 会社の監査は、社員であると否とを問わず、1人または数人の監査役にこれを委任しなければならない。

⑤ 社員は、連帯しまたは分割して、無限にまたは出資額を限度として、責任を負う。

第115条〔設立証書の必要的記載事項—その1〕

① 協同会社の設立証書には、つぎの事項を定めなければならない。これに反する設立証書は無効とする。

1° 協同会社の名称、その本店所在地

2° 協同会社の目的

3° 社員の明確な表示

4° 会社の現在または予定された資金の形成方法および設立時ににおける最低引受額

② 前項の規定にかかわらず、社員は、第三者に対して設立証書の無効を対抗することができない。社員間においては、設立証書の無効判決は、その申立の日に遡って効力を生じる。

第116条〔設立証書の記載事項—その2〕

設立証書には、前条に定める事項のほか、つぎの事項を記載しなければならない。

1° 協同会社の存続期間。ただし、この期間は30年を超えることができない。

2° 社員の加入、脱退および除名の条件、ならびに出資の払戻の条件

3° 会社業務の管理および監督の方法ならびにその担当者、必要あ

- る場合には、業務執行者、取締役および監査役の選任および解任の手続、その権限の範囲および任期
- 4° 社員総会の権限、総会において社員が行使しうる権利、社員総会の招集手続、決議の成立に要する多数、および表決の方法
- 5° 利益の分配および損失の分担
- 6° 社員の全財産をもって、または一定の額を限度として、連帯しまたは分割して、会社の債務につき各社員が責任を負う範囲

第 117 条〔設立証書の記載欠缺の場合の補充規定〕

前条に定める事項につき、設立証書に規定がないときには、つぎの定めによる。

- 1° 協同会社の存続期間は10年とする。
- 2° 社員は、会社から脱退することができる。社員は、契約不履行を理由とする場合に限り、これを除名することができる。総会は、社員の除名および加入を決定し、かつ、出資の払戻を許可することができる。
- 3° 会社は、株式会社における場合と同一の方法により、取締役および監査役各1名を選任・解任し、取締役は業務を執行し、監査役は監査を行ない、かつ合同して審議する。
- 4° すべての社員は、総会で議決権を行使することができる。社員は平等の議決権を有する。総会の招集は、取締役の署名のある書留郵便をもってこれを行なう。総会の権限および決議の方法は、株式会社に關する規定にしたがう。
- 5° 利益の分配および損失の分担は、各年度ごとに、2分の1を社員間で平等に、残りの2分の1を出資の額に応じて行なう。
- 6° 社員は、無限にかつ連帯して責任を負う。

第 118 条〔社員原簿の記載事項等〕

① 協同会社は、会社設立証書の記載事項を最初の頁に掲げ、かつ、つぎの事項を表示する社員原簿を備え置かなければならない。

- 1° 社員の氏名、職業および住所
- 2° 社員の加入、脱退または除名の年月日
- 3° 各社員の払込金額または各社員に対する払戻金額
- 4° 監査の年月日および監査を行なった者の氏名

② 第 1 項の社員原簿は、商事裁判所の裁判官の 1 人または市町村の長が、無料でこれに番号を付し、花押し、かつ査証しなければならない。

③ 第 2 項の花押しは、裁判所または市町村の官印をもってこれに代えることができる。

④ 出資の払戻を行なった旨の記載には、これを受領した社員の署名を要する。

第 2 款 社員および会社資金の変更

第 119 条〔社員資格および持分数の証明〕

社員の資格、ならびに各社員の持分数を証明するために、商法に定める他の証明方法とは別に、社員原簿には、当該社員の氏名に対置させてその署名をさせ、かつ、これに続けて加入の年月日を記入しなければならない。

第 120 条〔社員の脱退〕

社員が脱退する権利を有する場合には、社員は、会社の営業年度の最初の 6 ヶ月以内にかぎり、脱退を申出ることができる。

第 121 条〔脱退の証明—その 1〕

① 社員の脱退は、社員の有する証券および社員原簿上の脱退した社員の氏名欄の欄外にその事実を記載してこれを証明する。

② 前項の記載には、脱退した社員および取締役が、日付を付し、かつ、署名しなければならない。

第 122 条〔脱退の証明—その 2〕

① 取締役が脱退の証明を拒否したとき、または脱退者が署名すべきことを知らなかったときもしくは署名できなかったときは、この脱退の申出は、会社の本店所在地を管轄する治安裁判所の書記局がこれを受理する。

② 書記官は、脱退の申出について調書を作成し、24時間以内に書留郵便をもって、会社へ通知しなければならない。

③ 前項の調書は、無印紙証書とし、かつ、無料で作成する。

第 123 条〔社員の除名〕

社員の除名については、取締役が総会の議事録を作成し、かつ署名しなければならない。この議事録には、除名が定款にもとづいて決定されたことを証する事実を記載しなければならない。この議事録の記載は、社員原簿に転記し、その写しを、除名の日から2日以内に、除名された社員にあてて書留郵便をもって送付しなければならない。

第 124 条〔出資の払戻〕

脱退した社員または除名された社員は、会社の清算を申立てることができない。これらの者は、脱退した日または除名された日の属する営業年度の貸借対照表にもとづいて、各自の持分の払戻を受けることができる。

第 125 条〔社員の死亡等による出資の払戻〕

① 社員が死亡し、破産し、和議の認可を受け、または禁治産宣告を受けた場合には、その相続人、債権者または代理人は、第 124 条に定める方法により、その持分の払戻を受けることができる。

② 前項に掲げる者は、会社の清算を申立てることができない。

第 126 条〔脱退した社員および除名された社員の責任〕

① 脱退した社員または除名された社員はすべて、この者の責任を限度として、かつ法律が 5 年より短い期間を定めている場合を除き、脱退または除名の公示の日から 5 年間は、この者の退社が公示された年度末以前に会社が契約により負担したすべての債務につき、個人として責任を負わなければならない。

② 前項の規定は、第 125 条に定める場合にこれを適用する。

第 127 条〔社員の権利を表章する記名証券〕

① 各社員の権利は、記名証券をもってこれを表章する。この記名証券には、会社の商号、社員の氏名、資格および住所、ならびにその加入の年月日、その後の出資の引受および脱退の年月日を記載しなければならない。かつ社員および取締役が署名しなければならない。

② 前項の記名証券には、社員がなした払込および社員の受けた払戻額を、日付の順に記載しなければならない。この記載には、取締役または社員が署名しなければならない。この記載は受領証としての効力を有する。

③ 前 2 項の記名証券には、定款の内容を記載しなければならない。

④ 記名証券については、印紙税を免除する。

第 128 条〔社員の債権者の権利〕

社員の債権者は、社員に属する利息および配当ならびに会社の解散の際に社員に分配される持分にかぎり、これを差押えることができる。

第 3 款 第三者の利益の保護

第 129 条〔計算書類の作成，準備金の積立〕

① 取締役は、毎年、定款に定める時期に、第72条に定める方式にしたがって、財産目録、貸借対照表および損益計算書を作成しなければならない。

② 準備金は、第72条に定める方式にしたがってこれを積立なければならない。

第 130 条〔協同会社の名称の表示〕

協同会社が発行するすべての証書、計算書、広告、刊行物およびその他の書類には、《協同会社》の文字を商号の直前または直後に、明瞭にかつ省略せずに表示しなければならない。

第 131 条〔文書作成者の民事責任〕

前条の規定に違反する文書の作成に関与した者は、場合により、会社が負担した債務につき、個人として責任を負う。

第 132 条〔計算書類の提出〕

会社は、貸借対照表および損益計算書を、その承認の日から2週間以内に、会社の本店所在地を管轄する商事裁判所の書記局に提出しなければならない。

第 133 条〔社員名簿の提出〕

① 会社の業務を執行する者は、6ヵ月ごとに、全社員の氏名、職

業および住所をアルファベット順に記載した社員名簿を、前条に定める商事裁判所書記局に提出しなければならない。この社員名簿には、署名者が日付を付し、かつ、その真正なる旨を証明しなければならない。

② 前項の署名者は、前項の名簿における虚偽の記載につき責任を負う。

第 134 条〔業務執行者の選任証書の提出〕

① 業務執行者は、その選任の日から 1 週間以内に、その選任および権限を証明する証書の抄本を商事裁判所書記局に提出しなければならない。

② 業務執行者は、商事裁判所書記官の面前で署名をするか、またはこれを認証する公署証書を書記局に送付しなければならない。

第 135 条〔公衆の閲覧権・写しの交付請求権〕

公衆は、社員名簿、業務執行者の権限を証する証書および貸借対照表を無料で閲覧することができる。公衆はだれでも、印紙を貼用しない申請書により、書記局に手数料を支払って、その写しを請求することができる。

第 136 条〔協同会社の連合体〕

① 協同会社は、定款に定める目的の一部または全部を、共同して遂行するために、または、法令に定める義務の履行を確保するために、他の協同会社と連合することができる。

② 前項に定める連合体は、それを構成する会社とは別個の法人格を有するものとする。

③ 前 2 項に定める連合体は、これに適用できる範囲では、協同会

社に関する規定にしたがう。ただし、施行規則をもって当該規定を補充および修正することができる。

第 137 条〔監督機関、協同会社の会計監査〕

① 協同会社の組織および運営は、政府の監督に服さなければならない。監督権の行使は、施行規則をもって、これを定める。施行規則には、とくに、監査の回数、範囲および方法、ならびに監査を行なう者の選任権を協同会社の連合体に与えることのできる条件を定めなければならない。

② 前項の監査に関する規定に違反した場合には、連合体および協同会社の取締役は、当該違反行為から生じた損害につき、個人としてかつ連帯して責任を負わなければならない。

第 7 節 当座組合および匿名組合

第 138 条〔当座組合〕

① 当座組合とは、商号を用いずに、1 個または数個の特定の商取引をなすことを目的とする組合をいう。

② 組合員は、取引の相手方たる第三者に対し、他の組合員と連帯して責任を負う。

第 139 条〔匿名組合〕

① 匿名組合とは、1 人または数人の組合員が自己の名をもって営業する 1 人または数人の営業者の営業に出資する組合をいう。

② 営業者は、取引の相手方たる第三者に対し、連帯して責任を負う。

第 140 条〔当座組合および匿名組合の本質〕

当座組合および匿名組合は、組合員間で定めた目的、形態、利益分配の割合およびその他の条件をもって組合員相互の間において存在する。

第 8 節 会社の清算

第 141 条〔清算中の会社とその旨の表示義務〕

- ① 解散後の会社は、清算のために存続するものとみなす。
- ② 解散会社が発行するすべての文書には、会社が清算中である旨を記載しなければならない。

第 142 条〔清算方法の決定と清算人の選任〕

①（1933年9月18日の法律により改正）《定款に別段の定めがある場合を除き、社員総会は清算の方法を決定し、かつ清算人を選任しなければならない。株式会社および株式合資会社において数種の株式が発行され、かつ総会の決議が各種株式の権利に変更を生ぜしめるものであるときは、当該決議を有効とするためには、各種類株式ごとに第67条に定める定足数および多数決の要件をみたさなければならない。合名会社、合資会社および有限会社においては、その決議は持分の4分の3を有する社員の過半数の賛成がある場合にかぎりこれを有効とする。この多数決による決議のないときは、裁判所が決定する。》

②（1972年11月23日の法律により廃止）

③（1933年9月18日の法律により改正）《清算人が数人あるときは、合議体を構成し、第64条に定める方法にしたがって決議しなければならない。》

第 143 条〔法定清算人〕

清算人の選任がないときは、合名会社または合資会社においては業務執行社員が、株式会社および協同会社においては取締役が、第三者に対する関係では清算人とみなされる。

第 144 条〔清算人の権限〕

定款および選任行為に別段の定めがある場合を除き、清算人は、会社のためにすべての訴訟を提起しかつ維持し、すべての弁済を受領し、弁済の有無を問わず担保を解除し、会社のすべての動産および有価証券を換価し、手形・小切手を裏書譲渡し、すべての紛争について和解をなしまたは仲裁に付することができる。清算人は、不動産の売却が会社債務を弁済するために必要なものと判断するとき、または社員の数が7人以上であるときは、競売によって会社の不動産を譲渡することができる。

第 145 条〔総会の許可を条件とする清算人の権限〕

清算人は、第 142 条の規定にしたがって行なわれる社員総会の許可を受けた場合にかぎり、財産を換価するまで会社の営業を継続し、会社債務を弁済するために金銭を借入れ、手形・小切手を発行し、会社財産に抵当権または質権を設定し、会社の不動産を任意譲渡し、かつ他の会社に会社資産を出資することができる。

第 146 条〔社員に対する払込請求権〕

清算人は、社員に対し、その未払込金額のうち清算を行なうために必要と判断する金額の払込を請求することができる。

二
八

第 147 条〔債務の弁済〕

① 清算人は、債権額の割合に応じて、かつ弁済期の到来した債務か否かを区別することなく、すべての会社債務を弁済しなければならない。弁済期の到来していない債権については、その期限までの法定利息を控除しなければならない。ただし、先取特権者および抵当権者の権利を害してはならない。

② 前項の規定にかかわらず、資産が著しく負債を超過しているとき、または弁済期の到来していない債権を有する債権者が十分な担保を有するときは、清算人は、みずからの責任において、弁済期の到来した債権から先に弁済することができる。ただし、債権者の裁判上の請求権の行使を妨げない。

第 148 条〔残余財産の分配・株式の買戻〕

① 清算人は、債務の弁済に必要な金銭を支払いまたはこれを供託した後に、金銭または均等に配分することのできる動産および有価証券を社員に分配しなければならない。清算人は現物分割をするために保全義務を負っていた財産を社員に引渡さなければならない。

② 清算人は、第 145 条に定める総会の許可を条件として、証券取引所において、または買入の申出もしくは募集によって、会社の株式または持分を買戻すことができる。すべての社員は、これらの行為に参加することができる。

第 148 条の2〔営業の現物出資と清算〕

一
二
七
① (1930年6月20日の法律により改正)《第147条および第148条第1項の規定にもかかわらず、株式会社がその積極財産および消極財産の全部を他の会社に出資したときは、出資会社の清算人は、本法第44条、第54条第1項(訳注)および第46条の規定にしたがって、出資の対価として付与された株式を株主に分配することができる。この場合には、

出資の受入会社は出資会社と同一の条件で出資会社の義務の履行について責任を負い、かつすべての特別担保は社債権者のために維持されるので、あらかじめ社債を償還し、またはこの償還に必要な金銭を供託する義務を負わない。》

② 出資の受入会社および出資会社は、ルクセンブルクの国籍を有するものでなければならない。ただし、出資会社の所属国の法律が前項の条件にしたがって外国会社にも出資することをみとめているときは、このかぎりではない。

③ (1948年4月2日の法律により改正)《国が株式会社の積極財産および消極財産の全部を引継ぐ場合には、国は、株主に対し株金を払戻することができる。この場合には、あらかじめ社債を償還しまたはこの償還に必要な金銭を供託する義務を負わない。》

(訳注) 原文には第54条第1項とあるが、第45条第1項の誤りと思われる。

第 149 条〔清算人の責任〕

清算人は、会社および第三者に対して、その委任事務の執行および業務執行に関する過失について責任を負う。

第 150 条〔年次清算報告と貸借対照表の公告〕

清算人は、毎年、清算の状況を記載する報告書を総会に提出しなければならない。この報告書には、清算の終了を妨げている原因を付記しなければならない。このほか、株式会社においては、貸借対照表を公告しなければならない。

第 151 条〔清算の結了〕

① 清算が終了したときは、清算人は、総会において会社財産の使用について報告し、かつ決算書および証拠書類を提出しなければならない

ない。総会は、これらの書類を審査するために検査役を選任し、検査役の報告後に、清算人の職務の執行について決定を行なう新総会の会日を定めなければならない。

② 清算の終了は、第9条の規定にしたがってこれを公示しなければならない。

③ 前項のほか、つぎの事項を公示しなければならない。

1° 少なくとも5年間は保存すべき会社の帳簿および書類の寄託場所として、総会が指定した場所

2° 債権者または社員に帰属しているが、これらの者に交付することのできない金銭、動産および有価証券の供託方法

第9節 訴権および時効

第152条〔各種会社の社員の個人責任と会社の責任との関係〕

会社債務にもとづき、合名会社または合資会社の社員、株式合資会社の業務担当社員および協同会社の無限責任社員個人に対して支払を命ずる判決は、会社に対して支払を命ずる判決のあるまでは、これを言渡すことができない。

第153条〔会社債権者の出資履行請求権〕

① 会社債権者は、すべての会社において、定款に定められている社員の払込がその債権を保全するために必要なときは、この払込を裁判所に命令させることができる。会社は、弁済期までの法定利息を控除した金額で会社債権者の有する債権を償還することにより、当該訴権を排除することができる。

② 業務執行者または取締役は、前項の目的でなされた判決にもと

づき、社員に対して払込を請求する義務を負う。

③ 会社債権者は、民法典第1166条の規定にしたがって、社員または株主が履行義務を負い、かつ定款、会社の決定または判決によって払込を受けうる会社の権利を代位行使することができる。

第 154 条〔特別検査役の選任〕

① 商事裁判所は、特別の事情がある場合には、資本の5分の1を有する株主または社員の申請にもとづき、会社の帳簿および計算書類の検査の任務を負う1人または数人の検査役を選任することができる。この場合には、会社に対して呼出状を送達する。

② 商事裁判所は、当事者を評議部で聴問し、かつ公開法廷で決定する。

③ 前項の決定においては、調査事項を明確にし、かつ費用の予納額を決定しなければならない。これらの費用は、事実の確定に要した訴訟の費用に、これを算入することができる。

④ 検査役の報告書は、商事裁判所の書記局にこれを提出しなければならない。

第 155 条〔当座組合員・匿名組合員に対する訴権〕

① 当座組合の組合員に対しては、直接かつ個別的にこれを訴えなければならない。

② 第三者と出資の限度においてのみ責任を負う匿名組合員との間には、いかなる直接訴権も存在しない。

第 156 条〔会社に対する訴権の消滅時効〕

会社に対する訴権は、個人に対する訴権と同一期間の経過によって時効により消滅する。

第 157 条〔特別の消滅時効〕

つぎの訴権は、以下の起算点から 5 年を経過したときに時効により消滅する。

一 社員または株主に対する第三者の訴権については、これらの者の会社からの脱退または会社の解散が公示された時、または契約による期限が到来した時

一 第三者の違法配当返還請求訴権については、配当の時

一 職務に関する行為にもとづく業務執行者、取締役、監査役、清算人に対する責任追及訴権については、これらの行為が行なわれた時、これらの行為が故意にかくされていたときは、それが明らかになった時

（1972年11月23日の法律により改正）《一 第12条の3第1項第1号および第2号にもとづく、株式会社、有限会社または株式合資会社の設立無効訴権については、設立証書が少なくとも5年以内に適法に作成されているときは、その設立公示の時。ただし、損害賠償の請求を妨げない。

一 協同会社の設立無効訴権については、設立証書が少なくとも5年以内に適法に作成されているときは、その設立公示の時。この場合には損害賠償の請求を妨げない。ただし、その存在が本法に反する協同会社の設立無効は、時効期間が経過した後においても、これを請求することができる。》

第10節 外国で設立された会社

一
二
三

第 158 条〔ルクセンブルクにおける外国会社の活動能力〕

外国で設立されまたは外国に本店を有するすべての会社または社団法人は、ルクセンブルクにおいて事業活動を行ない、かつ裁判所に出

訴することができる。

第 159 条〔内国会社と同一の規定にしたがう外国会社〕

ルクセンブルクに主たる営業所を設けるすべての会社については、設立行為が外国で行なわれたときといえども、ルクセンブルク法を適用する。

第 160 条〔ルクセンブルクに支店等を有する外国会社〕

① 設立証書および貸借対照表の公示に関する規定、ならびに第76条、第105条および第130条は、ルクセンブルクに支店その他の営業所を設ける外国会社または商事会社の形態で設立された外国会社にこれを適用する。

② ルクセンブルクにおける営業所の業務執行を担当する者は、第三者に対して、ルクセンブルク会社の業務を執行する場合と同一の責任を負う。

③ 第1項に掲げる規定は、本法施行のときにルクセンブルクに支店その他の営業所を有する外国会社にもこれを適用する。

第 161 条〔外国会社の証券に関する規定〕

① (1972年11月23日の法律により改正)《外国会社の証券の公衆に対する発行、情報提供、募集および売出は、これらの行為に先立ち、第9条 §1 および §2 の規定にしたがい、当該会社の最新の定款の全文を公示担当官に提出することを要し、かつルクセンブルク会社の証券の公衆に対する発行、情報提供、募集および売出について定められた条件にしたがわなければならない。ただし、ルクセンブルクにおける定款の公示はこれを必要としない。》

② (1975年5月16日の法律により改正)《現物出資を表章する外国

会社の株券、これら会社の受益者証券または持分は、第9条 §1および §2の規定にしたがい、その設立後第2回目の年次貸借対照表を公示担当官に提出した後10日を経過したときにかぎり、ルクセンブルクにおいてこれを売却することができる。これに違反する売却は無効とする。ただし、株券が、成立後5年以上を経過した会社の資産の出資を表章するとき、または成立後5年以上を経過した会社の全部もしくは1部の分割の結果、2社またはそれ以上の会社によって発行されたものであるときは、このかぎりではない。》

(1972年11月23日の法律により改正) 《③ 売買の無効は、買主にかぎりこれを主張することができる。

④ 前項の無効訴権は、売買のときから2年以内にこれを行使しなければならない。

⑤ 第160条に掲げられていない外国会社については、定款の提出年月日の記載は、第33条第1項第1号および第80条第3号に定める公示の年月日の記載をもって代え、また計算書類の提出なき旨の記載は、第33条第1項第6号および第80条第8号に定める公示なき旨の記載をもって代える。》

第11節 罰 則

第162条〔総会参加に関する罪〕

つぎに掲げる者は、これを1.000フラン以上30.000フラン以下の罰金に処する。

一一 本法にしたがって設立された会社において、株式または社債が自己に属しないにもかかわらず、その権利を有する者として出席し、株主総会または社債権者総会の決議に参加した者

上記の違反行為を行なわしめるために、株券または社債券を交付

した者

第 163 条〔公示義務の違反等に関する罪〕

(1972年11月23日の法律により改正)《つぎに掲げる者は、これを前条と同一の刑に処する。

- 1° 第33条、第80条および第 161 条に定める通知書を公示担当官に提出しなかった者
 - 2° 第 9 条の規定にしたがって官報に公示され、または公示担当官に提出された設立証書、設立証書の原案または通知書において、公衆にあてて出された委任状、申込証、目論見書、回状において、掲示および新聞広告の掲載において、第26条、第27条、第29条、第31条、第33条、第34条、第80条、第81条、および第 161 条に定める記載を行なわなかった者
 - 3° 営業年度の終了後12ヵ月以内に、貸借対照表および損益計算書を総会に提出しなかった業務執行者または取締役、ならびに第75条、第182条および第186条の規定に違反して、貸借対照表および損益計算書を公示せず、または商事裁判所の書記局に提出しなかった業務執行者または取締役》
- (1933年 9 月18日の法律により改正)《4° 招集が請求された日から 3 週間以内に、第70条第 2 項および第86条第 2 項に定める総会を招集しなかった取締役、監査役または清算人
- 5° 協同会社の監督に関する第 137 条第 1 項の施行規則に違反した者
 - 6° 第 8 条第 2 項にしたがって、社員に生じた変更を公示しなかった有限会社および民事会社の業務執行者、民事会社において業務執行者のないときは、これに代わるべき社員
 - 7° 直接または他人を介して、有限会社の持分または社債の公募を

開始した業務執行者》

第 164 条〔引受または払込の仮装等に関する罪〕

つぎに掲げる行為によって、会社の株式、社債またはその他の証券の引受もしくは払込または買入を勧誘した者は、これを詐欺にあたるものとみなし、刑法典に定める刑に処する。

会社に対する引受または払込の仮装

引受または払込のないことを知りながら、これがなされたものと公示する行為

選任行為がないことを知りながら、特定の者がなんらかの資格において、現に会社に関係しまたは関係するものとして、その者の氏名を公示する行為

虚偽であることを知りながら、上記以外の事実を公示する行為

第 165 条〔会社証券の価格操作に関する罪〕

なんらかの欺罔的な手段によって、会社の株式、社債またはその他の証券の価格を操作した者または操作しようとした者は、これを1ヵ月以上2年以下の禁錮および6,000フラン以上30,000フラン以下の罰金に処する。

第 166 条〔欺罔行為に関する罪〕

つぎに掲げる者は、これを1ヵ月以上1年以下の禁錮および1,000フラン以上30,000フラン以下の罰金に処し、またはそのいずれか一方の刑に処する。

一〇九

- 1° 第89条に掲げる流通におかれている社債に関する報告書に、欺罔する意思をもって不実の記載をなした業務執行者または取締役(1972年11月23日の法律により改正)《2° 欺罔の目的をもって、第

75条、第132条および第186条の規定に違反して、貸借対照表および損益計算書を公示せず、または商事裁判所の書記局にこれを提出しなかった業務執行者または取締役

3° 欺罔の目的をもって、第 161 条に定める通知書を公示担当官に提出せずまたは所定の記載を行なわなかった者》

第 167 条〔違法配当に関する罪〕

財産目録を作成することなく、財産目録の記載内容に反し、または虚偽の財産目録によって、株主に対し真実の利益にもとづかない配当金または利息を分配した業務執行者または取締役は、これを 1,000 フラン以上30,000フラン以下の罰金に処し、かつ1ヵ月以上1年以下の禁錮を併科することができる。

第 168 条〔会社証券の買戻等に関する罪〕

取締役、監査役、業務執行者または監査委員会の構成員がつぎに掲げる行為を故意に行なったときは、これを前条と同一の刑に処する。

資本または法定準備金の取崩による株式または持分の買戻

会社の株式または持分を引当とする会社資金の貸付または前払

方法の如何を問わず、会社の費用をもってする株式または持分の払込

本法に定める方法および時期にしたがい、現実に履行されていない払込を払込済として承認する行為

第 169 条〔計算書類等の作成に関する罪〕

欺罔の意思または害意をもって、本法または定款に定める貸借対照表ないしは損益計算書において、つぎに掲げる虚偽の行為を行なった者は、これを重禁錮（5年以上）および 520 フラン以上30,000フラン

以下の罰金に処する。

仮設人の署名

文書もしくは署名の偽造または変造

仮空の契約書、処分証書、債務証書もしくは受領証書の作成、またはこれに関する事項を時機を外して貸借対照表もしくは損益計算書に記載すること。

契約条項、申告書の記載事項の付加・変更またはこれらの証書が受理および確認の対象とされているときは、その事実の付加または変更。

第 170 条〔不正な計算書類等の行使に関する罪〕

前条の虚偽の書類を行使した者は、虚偽の書類を作成した者と同一の刑に処する。

第 171 条〔前 2 条の罪と貸借対照表〕

前 2 条の適用については、貸借対照表は、これが株主または社員の閲覧に供せられたときから存在するものとする。

第 172 条〔刑法典等の適用〕

刑法典第 1 編の規定ならびに減輕情状に関する 1879 年 6 月 18 日の法律および 1904 年 5 月 16 日の法律は、本法に定める罪にこれを適用する。

第 173 条〔罪となるべき事実の証明〕

業務執行または監査に関する行為にもとづき、合資会社、株式合資会社、株式会社および協同会社の業務執行者、取締役および監査役に対する罪となるべき事実の証明は、これらの者または会社に対しては、すべての通常の方法によりこれを行なうことができる。反対証明の場

合を除き、新聞に関する1869年7月20日の法律第7条、第8条および第9条の規定にしたがい、同一の方法によってこれを行なうことができる。

追 加 規 定

第 174 条〔廃止規定〕

商法典第1編第3章に定める規定のうち、1879年4月16日の法律により廃止されなかったものについては、本法施行の日からこれを廃止する。

第 175 条〔本法施行前に設立された会社に関する特則—その1〕

① 旧法にもとづいて設立された会社については、第11条、第33条ないし第36条、第39条ないし第42条、第48条、第62条、第63条、第67条ないし第69条、第71条、第72条ないし第75条、第76条、第78条、第80条ないし第83条、第84条第1項ないし第7項、第85条、および第152条の規定をこれに適用する。これらの規定は、制限的列举ではない。

② 第86条ないし第95条の規定は、社債券の所持人のためにする特別の担保権の設定およびその結果として採られる措置に関するものにかぎり、本法施行前に発行された社債にこれを適用する。

③ 第98条は、本法の施行前に発行された社債にはこれを適用しない。

④ 第157条に定める5年の時効は、旧法下において行なわれ、かつ本法の規定にもとづく時効が完成するためには5年以上の経過を要するものとされていた行為にこれを適用する。

第 176 条〔本法施行前に設立された会社に関する特則—その2〕

① 商事会社および本法の施行前に存在していた第3条に定める5

種類の商事会社のいずれかの形態をもって設立された民事会社は本法に抵触する定款の条項を削除し、かつ本法の規定にしたがう場合にかぎり、定款に定める存続期間を超えて存続することができる。

② 前項の会社は、前項に定める存続期間の満了前において、定款の条項を本法の規定に適合させる場合にかぎり、その定款を変更することができる。

③ 前項に定める場合において、株式会社は、第1項に定める手続を履行する場合にかぎり、政府の許可を必要としない。

④ 鉄道その他の公共事業を営むため免許に服する株式会社は、引き続き現行定款に定める監督または監査をうける。

第177条〔設立無効に関する特則〕

本法施行後1年間その効力を争われることなく適法に活動している会社については、1807年の商法典第42条および第46条にもとづき、その設立無効を宣告することはできない。

第178条〔印紙税の免除〕

本法に定める私署証書による委任状、株式および社債申込証ならびに受取証については、印紙税はこれを免除する。

第12節 有限会社

(1933年9月18日の法律により新設)

第179条〔定義〕

一〇五

有限会社とは、人数を制限された社員が一定の出資義務のみを負い、かつ流通性のない証券によって表章される持分を本節に定める方法および条件にしたがってのみ譲渡することができる会社をいう。

第 180 条〔会社の目的〕

有限会社は、目的のいかんを問わず、これを設立することができる。ただし、保険業、金銭無尽業および貯蓄銀行業を営む会社は、有限会社の形態を採ることができない。

第 181 条〔社員資格および社員数の制限〕

① 有限会社の社員数は、40人を超えることができない。ただし、死亡または夫婦共有財産の清算により持分の移転を生じた場合はこのかぎりではない。

② 社員数は、2人を下ることができない。

③ 夫婦は、夫婦財産制より生じる効果が定款によって変更されないことを条件として、有限会社の形態をもって設立された会社に社員として有効に参加することができる。この場合、会社は、夫および妻のみをもってその構成員とすることができる。

④ 親権から解放された未成年者はみずから、親権に服する未成年者または禁治産者は、その後見人により、民法典第 483 条に定める条件をみたした場合にのみ有限会社にその財産を出資することができる。

⑤ 未成年者たる子の法定財産管理人である父は、申請にもとづき、民事裁判所が検察官の意見を聴取したうえ、命令をもってとくに許可した場合にかぎり、子の財産を有限会社に出資することができる。

⑥ 未成年者、禁治産者およびこれらの者の財産管理権を有する者が、ともに社員として参加する会社は、これを適法な会社とする。

第 182 条〔最低資本額および持分の名義額〕

会社の資本額は、100,000フラン以上でなければならない。資本は、500フランまたはその整数倍の金額をもってする均一の持分にこれを分割する。

第 183 条〔設立の要件〕

① 有限会社を設立するためには、つぎに定める要件を具備しなければならない。

- 1° 2 人以上の社員があること
 - 2° 資本が全額引受済であること
 - 3° 会社の設立時において持分の全額が払込済であること
- ② 設立証書に氏名を掲げた引受人は、これを発起人とみなす。

第 184 条〔発起人および取締役の責任〕

(1972年11月23日の法律により改正)

① 第27条の規定は、有限会社にこれを適用する。

② 第28条第2項に定める発起人および資本増加の場合における取締役は、反対の定めがあるときといえども、つぎに掲げる事項につき利害関係人に対し連帯して責任を負う。

- 1° 有効に引受が行なわれなかった資本の部分、ならびに第182条に定める最低資本額と引受総額との差額。この場合、発起人および取締役は、法律上当然に引受人とみなされる。
- 2° 持分について未払込額ならびに本項第1号により引受人とみなされる発起人および取締役が引受けた資本の部分
- 3° 第12条の3の規定の適用により宣告された会社の設立無効または第27条に定める事項の記載の欠缺もしくは虚偽の記載がなされたことの直接の結果として生じた損害の賠償

③ 会社の受任者としてまたは会社の承諾を得ることを保証して証書にその氏名を表示し第三者に対して債務を負担した者は、有効な委任がないときまたは約定後2ヵ月以内にその債務の追認を得られなかったときは、個人として義務を負ったものとみなす。発起人は、これらの債務につき連帯して責任を負う。

第 185 条〔会社原簿〕

① 有限会社は、つぎの証書につき、原本の記載と相違ない旨の記載のある全文の写しから成る原簿を備え置かなければならない。ただし、(1933年9月18日の法律)第11条に定める義務を妨げるものではない。

1° 設立証書

2° 設立証書を変更した証書

② 前項第2号の設立証書の末尾には、社員の氏名、職業および住所ならびに持分の譲渡およびその通知または承諾の日付を記載しなければならない。

③ 社員は、第1項に定める原簿を閲覧することができる。

第 186 条〔商号〕

① 有限会社は、独自の名称またはその企業の目的を表示する名称をもってその商号とすることができる。有限会社の商号には、1人または数人の社員の名称を表示することができる。

② 第25条第2項および第3項は、有限会社にこれを適用する。

③ 有限会社が銀行業をその目的とする場合には、第75条をこれに適用する。

第 187 条〔会社文書の記載事項〕

(1972年11月23日の法律により改正)

① 有限会社が発行するすべての証書、計算書、広告、刊行物、通信文、注文書その他の文書には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

1° 商号

2° 明瞭かつ省略せずに記載された《有限会社》の文字

3° 会社の本店所在地の明確な表示

4° 会社の本店所在地を管轄する郡の裁判所の所在地の表示および
登録番号を付記した《商業登記》という文字またはその頭文字
《R. C.》

② 第76条第2項および第3項、第77条および第78条は、前項に掲
げる書類にこれを適用する。

第 188 条〔社債の発行および持分の流通証券化の禁止〕

① 有限会社は、公衆に対し社債を発行する方法により金銭の借入
をすることができず、かつ持分を公募することができない。

② 持分は、特定の者に関する持分証書によってのみこれを表章す
ることができ、記名式、無記名式または指図式の流通証券によってこ
れを表章することができない。持分は、第189条および第190条に定め
る実質的要件および形式的要件をみたした場合にかぎり、これを譲渡
することができる。

第 189 条〔持分の譲渡または移転〕

① 社員以外の者に対する持分の生存者間における譲渡は、資本の
4分の3以上にあたる持分を有する社員が総会において同意したとき
にかぎり、これを行なうことができる。

② 社員の死亡にもとづく社員以外の者に対する持分の移転は、生
存社員に属する権利の4分の3以上にあたる持分を有する者の同意が
ある場合にかぎり、これを行なうことができる。

一〇 ③ 第2項に規定する場合において、遺留分を有する相続人または
一 生存配偶者に対して持分が移転するときは、前項の同意はこれを必要
としない。定款に定めがあるときは、その他の法定相続人に対する持
分の移転についても同様とする。

④ 相続人または遺言もしくは契約にもとづく受益者が社員の同意を得ることができず、かつ所定の要件をみたした譲受人を見出すことのできない場合には、これらの者は、取締役に対しては執行官送達の方法により、かつ社員に対しては配達証明付書留郵便をもって催告したのち3ヵ月を経過したときは、存続期間満了前に会社の解散を請求することができる。

⑤ 前項の規定にかかわらず、死亡社員の持分は、第199条但書に定める条件をみたした社員により、社員の同意を得た第三者により、または自己持分の取得に関する条件をみたす場合には会社により、前項に定める3ヵ月の期間内にこれを取得することができる。

⑥ 持分の買取価格は、最近3営業年度の貸借対照表にもとづいてこれを決定し、会社が3営業年度を経過していないときは、最近の1または2営業年度の貸借対照表にもとづいてこれを決定しなければならない。

⑦ 利益の分配がなされていない場合または前項に定める買取価格算定の基礎の適用について合意が成立しない場合には、裁判所がその価格を決定する。

⑧ 死亡社員の持分に属する権利の行使は、この権利の移転をもって会社に対抗することができるときまでこれを停止する。

第190条〔持分譲渡の対抗要件〕

① 持分の譲渡は、公正証書または私署証書をもってこれを証明しなければならない。

② 持分の譲渡は、民法第169条にもとづき、譲渡人が公正証書をもってこれを会社に通知または会社が公正証書をもって譲渡を承諾した場合にかぎり、これをもって会社および第三者に対抗することができる。

一〇〇

第 191 条〔取締役の選任〕

(1972年11月23日の法律により改正)

① 有限会社の業務執行は、社員または社員以外の 1 人または数人の有償または無償の受任者がこれを行なう。

② 有限会社の業務を執行する者は、設立証書によりまたは設立後に、任期を定めまたは定めずに、社員がこれを選任する。定款に別段の定めがある場合を除き、その選任方法のいかんを問わず、正当な事由がないかぎり、取締役を解任することはできない。

第 191 条の2〔取締役の権限〕

(1972年11月23日の法律により改正)

① 各取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、会社の目的を達成するために必要または有益なすべての行為をなすことができる。ただし、本法により社員の決定に留保されている事項はこの限りではない。

② 各取締役は、第三者に対する関係において会社を代表し、会社が原告または被告となるときは、裁判上会社を代表する。

③ 会社を当事者とする執行官送達証書には、会社名を表示すれば足りる。

④ 会社が定款をもって取締役の権限に加えた制限は、それが公示されている場合といえども、これをもって第三者に対抗することはできない。

九九 ⑤ 会社は、前 4 項の規定にかかわらず、定款をもって単独または共同して会社を代表する権限を 1 人または数人の取締役に与えることができる。定款のこの条項は、第 9 条に定める条件をみたすときは、これを第三者に対抗することができる。

⑥ 会社は、会社の目的に属さない取締役の行為についても責任を

負う。ただし、当該行為が会社の目的の範囲を超えることを第三者が知り、またはそのときの状況からみて知りうべきであったことを会社が証明したときはこのかぎりではない。定款の公示のみでは、その証明として十分でない。

第 192 条〔取締役の責任〕

取締役は、株式会社の取締役の責任に関する第59条の規定にしたがって責任を負う。

第 193 条〔社員の決議方法〕

① 社員による決定は、総会においてこれを行なう。

② 前項の規定にかかわらず、社員数が25人以下である場合には、社員総会を開催することを要しない。この場合には、各社員は、議案を明瞭に記載した書面の送付を受け、書面により議決権を行使する。

第 194 条〔社員の決議要件〕

前条に定める二つの場合において、資本の2分の1を超える持分を有する社員の賛成がないかぎり、いかなる決議も有効にこれを行なうことができない。第1回の総会または書面決議において、この要件が満たされない場合には、定款に別段の定めがある場合を除き、書留郵便をもって第2回の総会が招集され、または書面決議が実施される。この場合には、社員の有する資本の部分のいかんを問わず、行使された議決権の過半数をもって決定する。

第 195 条〔社員の議決権〕

社員は、定款に反対の定めがある場合といえども、総会および書面決議において議決権を行使することができる。各社員は、その有する

持分の数と同数の議決権を有する。

第 196 条〔社員総会の招集〕

① 社員数が25人を超える会社においては、会社は、少なくとも年に1回は定款に定める一定の時期に社員総会を開催しなければならない。

② 前項の社員総会は、取締役がこれを招集し、取締役による招集がなく、かつ監査役が置かれているときは監査役がこれを招集し、監査役による招集がないときは資本の2分の1を超える持分を有する社員がこれを招集する。

第 197 条〔計算書類の作成〕

① 取締役会は、毎年、会社の動産および不動産の価額ならびにすべての債権および債務の額を記載した財産目録を作成しなければならない。これには会社のすべての債務ならびに取締役、監査役および社員の会社に対する債務を要約して記載した附属明細表を添付しなければならない。

② 取締役会は、貸借対照表および損益計算書を作成しなければならない。この場合には、必要な償却を行わなければならない。

③ 貸借対照表の資産の部には、固定資産、流動資産、負債の部には、資本および準備金、借入金、抵当権または質権の設定された負債および物的担保権の設定されていない負債を各別に記載しなければならない。貸借対照表の負債の部には、社員に対する会社の債務総額を記載しなければならない。

④ 会社は、準備金を積立てるため、毎年、純利益から20分の1以上を控除しなければならない。準備金が資本の10分の1に達したときは、会社は、この控除を行なう義務を免れる。ただし、準備金がこの

割合を下回ったときは、再度、この控除を行わなければならない。

⑤ 貸借対照表および損益計算書については社員の承認を受けなければならない。社員は、また取締役および監査役の責任を解除する旨の決議をすることができる。

第 198 条〔計算書類の閲覧〕

① 各社員は、みずからまたは代理人により、財産目録、貸借対照表および第 200 条にしたがって設けられた監査役の報告書を本店において閲覧することができる。

② 会社が25人を超える社員を有する場合には、前項の閲覧は、社員総会前 2 週間内にかぎり、これを行なうことができる。

第 199 条〔定款の変更〕

社員は、全員一致による場合にかぎり、会社の国籍を変更することができる。国籍変更以外の定款の変更は、定款に別段の定めがある場合を除き、資本の 4 分の 3 以上に当たる持分を有する社員の過半数をもってこれを決定する。ただし、いかなる場合にも多数決をもって社員にその追加出資を義務づけることはできない。

第 200 条〔監査役の選任等〕

① 会社が25人を超える社員を有する場合には、会社の監査は、社員または社員以外の 1 人または数人の監査役にこれを委任しなければならない。

② 監査役は、定款をもってこれを指名する。監査役は、定款に定める一定の時期にこれを改選しなければならない。

③ 監査役の権限および責任については、本法第62条第 1 項および第 3 項の規定を適用する。

第 201 条〔違法配当金の返還請求〕

会社は、真実に取得された利益にもとづかない配当金を受領した社員に対しては、その返還を請求することができる。返還請求訴権は、配当金の分配を実施したときから5年の期間を経過したときに、時効により消滅する。

第 202 条〔会社の解散〕

① 会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員のうち1人の禁治産、破産または死亡によっては解散しない。

② 第 128 条の規定は、有限会社にこれを適用する。